学校安全計画 及び
危機管理マニュアル

（一部抜粋）

開智中学校・高等学校

１．防災への取り組み

１．防災教育に関する基本方針　3
２．発達段階に応じた防災教育の目標　3
３．災害への備え　4
４．学校防災体制（平常時における防災組織）　5
５．学校安全度評価　5
６．交通安全　6
７．生活安全　7

２．校内救急体制

１．学校における救急処置　8
２．保健室の使用上の注意　9
３．早退させる際の手順・注意　9
４．熱中症について　10

３．地震防災

Ⅰ　事前の危機管理「備える」
１．体制整備と備蓄　12
２．点検　14
３．避難訓練　14
４．教職員研修等　15
５．防災教育　15
６．土砂災害・浸水被害（紀の川洪水）　15

Ⅱ　発生時の危機管理
１．初期対応　16
２．二次対応組織　16
３．教職員緊急マニュアル　19

Ⅲ　事後の危機管理
１．安否確認　23
２．引き渡し　23
３．避難所協力　26
４．学校再開　27
５．心のケア　28

４．不審者侵入

１．不審者侵入対応　29
２．教職員緊急マニュアル（不審者）　30
３．不審者侵入 事後対応　33
４．対策本部の業務内容・担当部署等　34
５．心のケア　35
６．日常における安全確保対策　36

※ 各種資料

１．**資料１**　気象警報発表及び交通機関不通時の取り扱い　38
２．**資料２**　直川地区ハザードマップ　40

１．防災への取り組み

学校における安全教育は、自他の生命尊重を基本理念に、生徒が生涯にわたって安全な生活を営むことができるよう、自律的に安全な行動ができる態度や能力を身につけることを目的とする。

防災教育は安全教育の一環として行われるものであり、生徒に実践的な防災対応能力を培うことを目的とし、「生き抜く力」を育むことと密接に関連しているため、教育活動全体を通じて、体系的・計画的に防災教育を展開していく。

１．防災教育に関する基本方針

学校防災において、「防災教育」「防災管理」「防災に関する組織活動」を適切に推進し、生徒の安全確保と防災対応能力の向上を目指す。

（１）防災教育

生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するため、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通して防災教育を実施する。

ア　自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成

イ　生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成

ウ　自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項の理解

（２）防災管理

地震・津波等災害の発生を想定し、被害の原因となる要素をできる限り除去する。災害発生時や事後に、生徒の安全を確保するため、適切な応急手当、安全措置がとれる体制を整備する。

ア　施設・設備の管理及び安全点検

イ　生徒の安全確保方策

ウ　情報連絡体制の整備

エ　学校安全度の評価・改善

オ　避難所となった場合の運営協力体制

カ　非常用物資、機器等の備蓄管理

キ　学校教育再開・応急手当・心のケアに向けての対応

（３）防災に関する組織活動

教職員の防災教育及び防災管理における役割を明確にし、平常時及び災害発生時の防災体制を確立するとともに、「防災委員会」を組織し、学校防災に関する計画の策定・見直しや、保護者、地域住民、消防警察等の関係機関等との連携を図る。

ア　防災教育、防災管理の推進体制の整備

イ　教職員の防災教育・管理等に関する研修

ウ　家庭や地域社会との連携体制の整備

２．発達段階に応じた防災教育の目標

中学校；日常の備えや判断のもとで主体的な行動ができる。また、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動ができる。

高等学校;安全で安心な社会づくりへの参画を意識し､地域の防災活動や災害時の支援活動において、自ら適切な役割を担い判断し行動できる。

基本的目標；自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて適切に判断し、迅速な行動をとることができる力を身につけさせる。日常生活においても状況を判断し、最善を尽くすといった「主体的に行動する態度」を身につけさせる。

３．災害への備え

○ 災害発生前

学校防災体制の充実

・災害時業務内容等の確認

・施設・設備等の安全点検

・避難路の安全確保

・関係機関や地域との連携

防災教育の充実

・指導方針・計画の策定と実施

・教職員への研修

防災訓練

・非常事態想定の訓練・救命講習

・地域防災訓練への参加

○ 災害発生時

初期対応

・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難

情報収集

・各種警報、避難指示等の確認

・目視による被害状況の確認

二次対応

・情報収集

・臨機応変な判断と避難

○ 発生から３日間《緊急対応期》

・学校災害対策本部の立ち上げ

業務内容の確認

・情報の収集、発信手段の確認

情報収集手段と方法

情報発信手段と方法

・学校待機、引き渡しの手順

ルール、手順

・安否確認

生徒の安否確認、負傷・健康状態等の把握

・避難所の設置運営に係る協力

名簿作成

関係機関への情報伝達と収集

水や食料の確保

備蓄品の管理と仕分け、配布

衛生環境整備

○ ３日から１週間

継続的災害対策のための教職員の配置と健康管理

避難所運営の市町村、自主防災組織への移行

○ １週間から１ヶ月《復旧期》

学校再開に向けての対応

・授業再開に伴う教室確保

・授業再開のための教科書、学用品、救援物資等の調達・受け入れ

・授業再開に関する県・市町村等への支援要請

・心のケア

４．学校防災体制（平常時における防災組織）

委員長（学校長）

副校長（教頭）・事務長

生徒部

校内防災体制の整備

災害発生時における緊急の業務内容・役割分担・各担当の状況確認

避難訓練担当

訓練を計画的に企画し生徒が非常事態の場面で適切な避難行動がとれるよう理解させる。

各学年・教科・生徒部

生徒に対する防災研修の立案・運営、教職員及び保護者対する指導方針の周知

事務

施設・設備点検担当

施設・設備の点検、危険物の除去、避難路の安全確保

養護

救急・救護担当

応急手当ての方法、AED や消火器等防災用具の取扱い方法を周知

緊急地震速報の活用について

地震発生直後に震源に近い観測点でとらえた地震波形から震源、地震の規模、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報。時間は長くても数十秒。この間に心構えや緊急対応をする。テレビやラジオ等のほか、専門の受信装置も入手可能。

５．学校安全度評価

平常時安全度評価チェック

・学校防災委員会を作り、日頃から学校における防災体制の整備や防災教育の推進体制の充実に努めているか。
・災害発生時に対応できる「学校災害対策本部」等の組織を備えているか。
・学校の所在地が地震による津波・山や崖崩れの予想される地域にあるか、周知しているか。
・避難の必要がある場合、避難する場所や経路を決めているか。
・避難が必要となった場合、重要書類や生徒名簿はすぐ持ち出せるようになっているか。役割は決まっているか。
・非常時における教職員の役割分担を明確にし、指導を徹底しているか。
・避難所となっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されているか。
・生徒や教職員への非常時の情報伝達方法、その広報内容（連絡文）について準備しているか。
・保護者に対して、生徒の引き渡し方法などについて日頃から周知徹底しているか。
・非常用のテレビ・ラジオ・同報無線受信器などを備えているか。
・校舎・体育館・屋内施設やブロック塀などの耐震結果が知らされているか。
・必要な建物・体育館などの補強は済んでいるか。
・事務機器、ロッカー、書棚、薬品棚、ピアノ、コンピューター、テレビなどの転倒、移動、落下防止の措置をしているか。
・窓ガラスなどの飛散防止対策はしているか。
・廊下、階段、非常口などの障害物の除去はしているか。
・危険物施設（ボイラー、ガスボンベ、薬品庫など）の定期点検を行っているか。

・防火・防災設備（防火扉、消火器、消火ホースなど）や救急設備（AED など）の整備、点検を定期的に実施しているか。
・地域での自主防災組織の訓練に生徒を参加させているか。
・市町村防災担当者と定期的に連絡打ち合わせ会議などをしているか。
・地元自主防災組織などと、非常時の協力や応援などについて話し合いを行っているか。
・必要に応じ、非常時の住民受入れ方法などについて市町村や自主防災組織の代表と協議しているか。
・学校に残留する生徒や防災担当教職員のための、非常時における食料、飲料水、毛布などを確保しているか。
・学校安全計画に、施設設備の安全点検、生徒に対する安全指導、教職員に対する研修の３項目が記載され、実施されているか。

６．交通安全

（１）登校中の歩行者安全指導を以下の場所で行う。

①開智改札；点字ブロックの内側を通行させないよう注意する。（ホームへの転落防止）

②県道へ出るまでの中道；車との接触がないよう一列での通行を促す。

③千手川交差点信号（東西二カ所）；自転車通行帯を歩行者が妨げないように注意し、信号西側の信号待ちの生徒が大人数となり、道路にはみ出ることのないよう待機数を調整する。

④テニスコート北西道路；信号がない場所なので、県道へ出る車両があれば、歩行者を一旦止め、車両を優先的に通す。

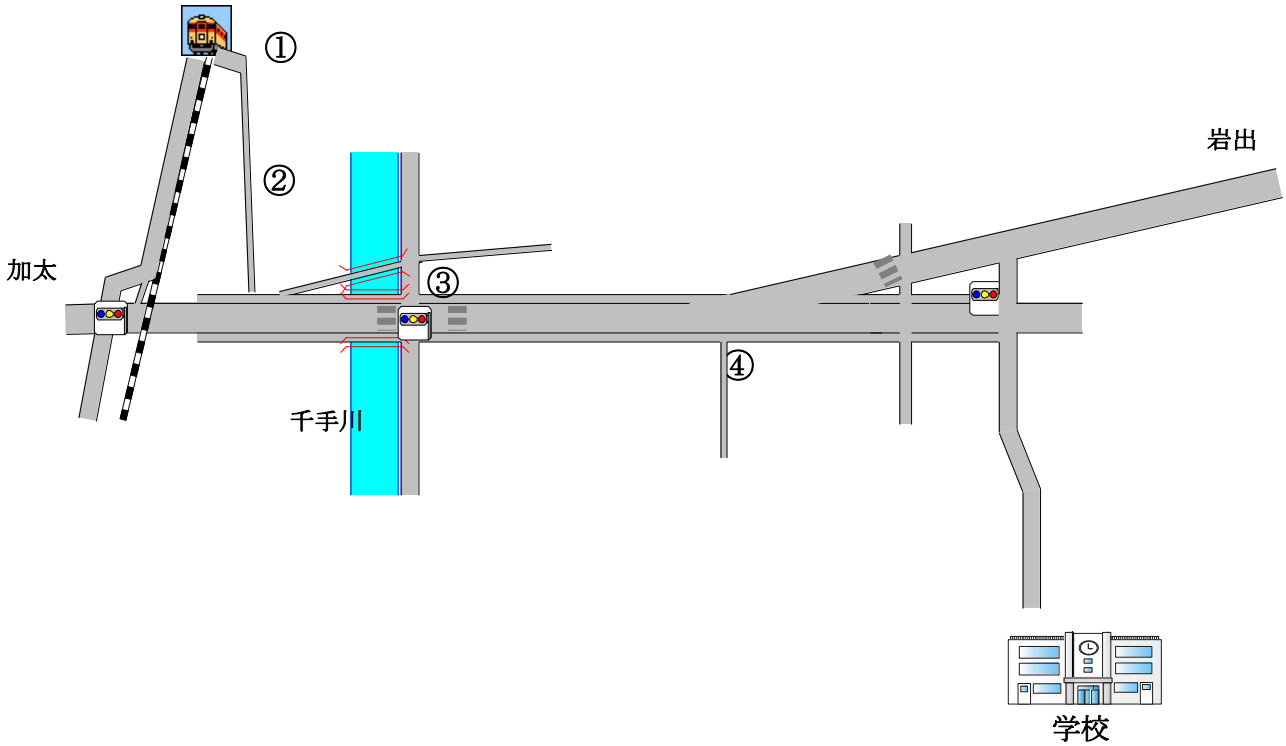

（２）自転車で登校する生徒は下図「登校時の自転車通学方法」に従って登校する。
中学生は必ずヘルメットを着用すること。

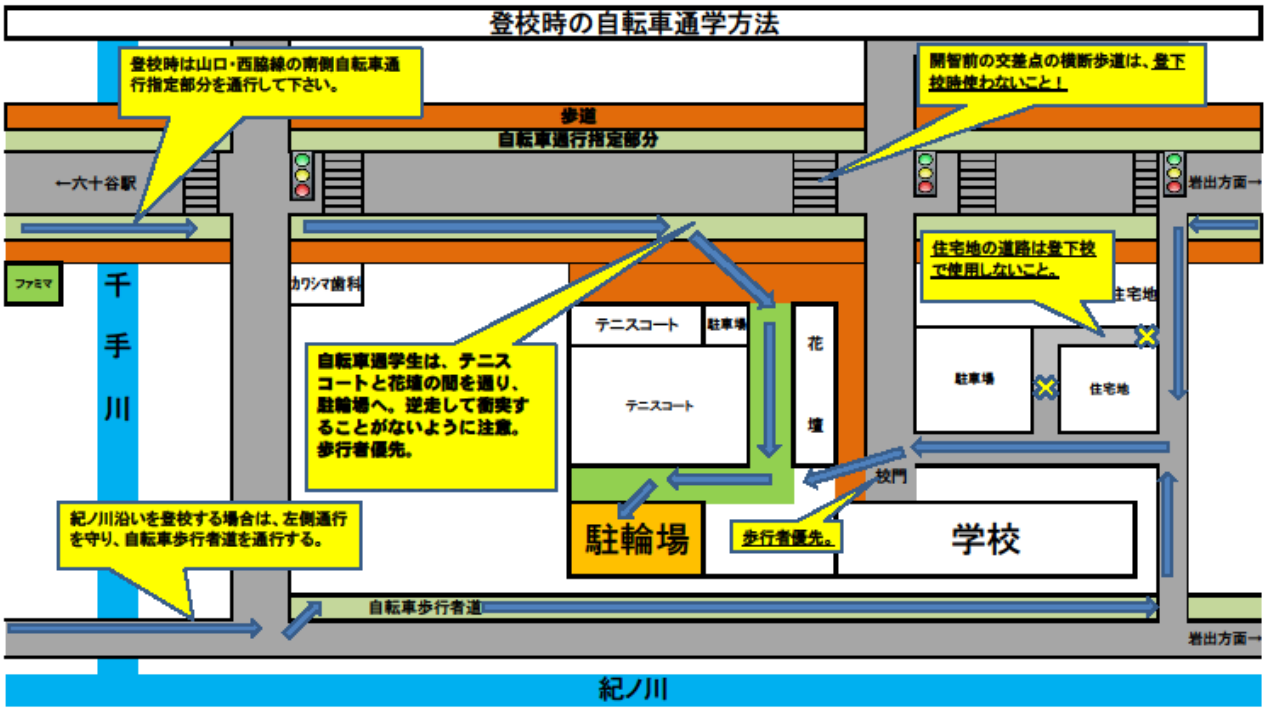

７．生活安全

高校棟各普通教室およびクラブ館更衣室に、ナンバーロック式のロッカーを設置。

使用方法

①扉が開く状態で、ダイヤルの４桁の番号を設定する。

②扉を閉め、ツマミを CLOSE の方向に回し、①で設定した番号をわからないようにする。

③開けるときは、ダイヤルを①で設定した番号に合わせ、OPEN の方にツマミを回す。

※　設定番号が合わない場合は OPEN の方向にツマミは動かせない。

２．校内救急体制

１．学校における救急処置

学校における救急処置は、あくまでも医療機関に行くまでの、又は受診を必要としない範囲の傷病に対する応急の処置である。

従って、災害が発生したとき、迅速で適切な処置がとれるよう、日常から救急処置体制を確立し、全職員が共通理解していることが大切であり、傷病に対する処置・原因の迫究・安全指導・生活指導等の全てを通して、生命や安全に関する問題解決学習が行われなければならない。

《事故発生時の緊急体制について》

（１）連携

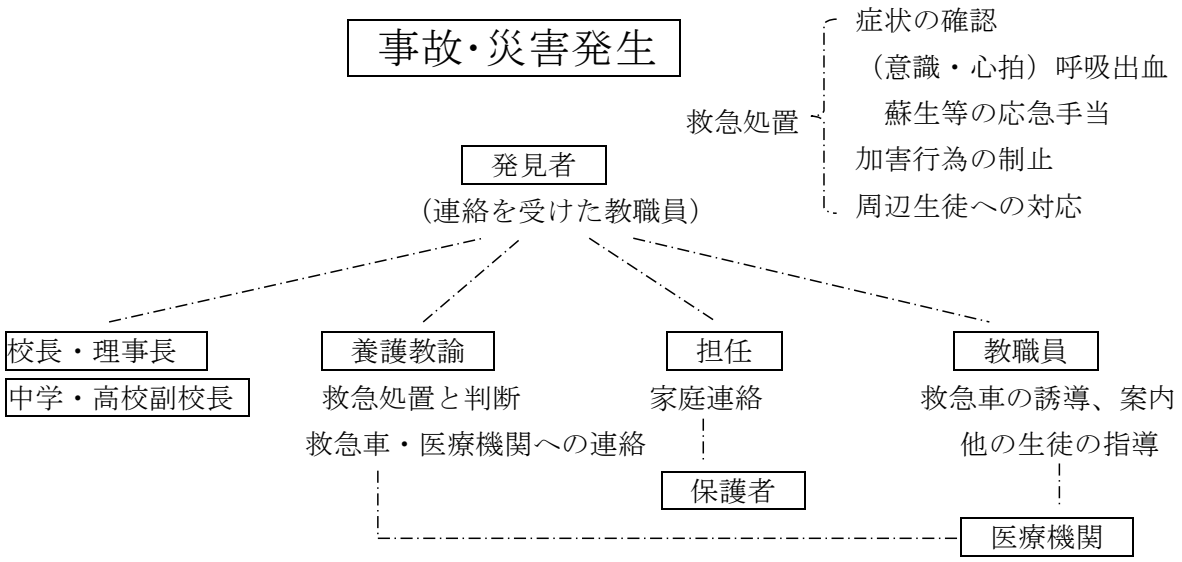

注意事項

・頭部損傷、大出血、呼吸困難、心臓発作、意識不明などのときは、動かさず､直ちに救急車を呼ぶ。
・頭を打ったときは、動かさず保健室に連絡する。
・周りの子どもたちも動揺しないように落ち着かせて､適切な指導をする。
・相手がいる場合にも、相手が動揺しないように適切な対応をとる。
※ 養護教諭不在の場合は、上記図の養護教諭を省いた体勢で動く。

（２）事故発生時の役割分担

○校長及び中学･高校副校長（教頭）	総合判断と処理・全ての窓口の一本化（校長）
○養護教諭	生徒への応急処置と経過観察及び判断
○担任	保護者への連絡・事故原因の調査・クラスの生徒の管理依頼
○他の教職員	校長や副校長（教頭）の指示に従い協力体制

（３）受診病院（医院）の決定

原則として生徒の保護者と相談して決める。連絡の取れない場合は、次のようなことを参考に決める。

○重傷（重症）と思われるもの	総合病院（救急車にゆだねる場合が多い）
○軽傷（軽症）と思われるもの	生徒のかかりつけの病院（医院） 学校が利用している病院（医院）

○頭部・眼・顔など首より上の負傷については、特に慎重に対応する。

（４）保護者に連絡を取る時の注意

簡潔に事故の状況を連絡し、心理的動揺を与えないように、保護者の立場になって行動する。

いつ・どこで・どのようなけがをしたか、現在どのような状態か知らせ、受診場所を保護者の同意に基づき決定する。保険証の持参を依頼する。

特に、相手のある事故の対応は慎重に対応する。必ず両方の家庭に連絡をとり、相手の生徒、保護者に対しても十分に配慮する。

（５）移送方法

救急車（１１９番）又は（タクシー）を利用する。（タクシーチケット往復分持参）

・事前に医療機関に電話連絡をして事故の概要・傷害の程度・該当生徒の状況等を話し、受け入れの可否を確認したうえで移送する。

・救急車を要請する場合

（他の生徒に心理的動揺を与えない配慮として､入口付近でサイレンを止めることを依頼する。）

１１９番で救急車を要請する。学校名と所在地、負傷の程度、学年・性別・人数、場所（保健室か玄関か）誘導を守衛室にお願いする。

（６）受診時の引率

養護教諭が引率し、保護者に引き渡す。（養護教諭２人体制の場合のみ）または、学校に戻る。

養護教諭一人の時は、担任・学年で引率する。

（傷病者が女生徒の場合、原則として女性教員が引率する。）

引率した教員は、受診の状況･結果・措置等について、すぐに学校（管理職･学年）に報告する。

２．保健室の使用上の注意

（１）来室する時は、必ず教科担任又は学級担当の先生にことわること。

体調不良の生徒が来室する場合は、教員もしくは保健委員が付き添う。

（２）重症の時以外は、なるべく休み時間に来ること。

（３）保健室では原則として内服薬は使用しない。

（４）ベッドでの休養時間は１時間を限度とする。その後は教室にもどって様子を見るか、回復しない場合は家庭（保護者）に連絡した上、早退させる。家が遠い場合や高熱等で、一人で帰るのが無理な場合は、保護者に迎えに来てもらう。

※養護教諭不在時の使用について

① 生徒だけでは、薬品やベッドを使用しない。

② 病人は必ず検温し、熱がある時や症状が重いときは、家庭（保護者）に連絡した上、早退させる。

（それ以外は教室で様子観察）

③ やむを得ずベッドで休養させる場合は、必ず誰かが付き添い様子を見ること。

女子生徒の場合は、原則として女性教員が対応する。

④ 薬品やベッドを使用したら、所定の記録簿にきちんと記入しておくこと。

３．早退させる際の手順･注意

① 学級担任、又は学年職員が必ず家庭（保護者）に連絡し、重症の場合は迎えに来てもらう。

② 一人で帰した場合は、帰宅後必ず学校事務室に帰宅連絡の電話を入れるよう伝え、無事に帰宅したことを確認する。（校務支援の生徒連絡に「帰宅連絡」と記載される）

４．熱中症について

（１）熱中症予防対策として、

①グラウンドへミストシャワーの設置

②各運動施設へ冷水機の設置

③体育館へ熱中症予防掲示板の設置

④夏季の体育活動時間の変更

⑤体育準備室・フェニックス体育館・保健室に製氷機の設置。アルタ体育館には冷凍庫を設置し、常時氷を保存。

（２）熱中症対応

熱中症の応急処置

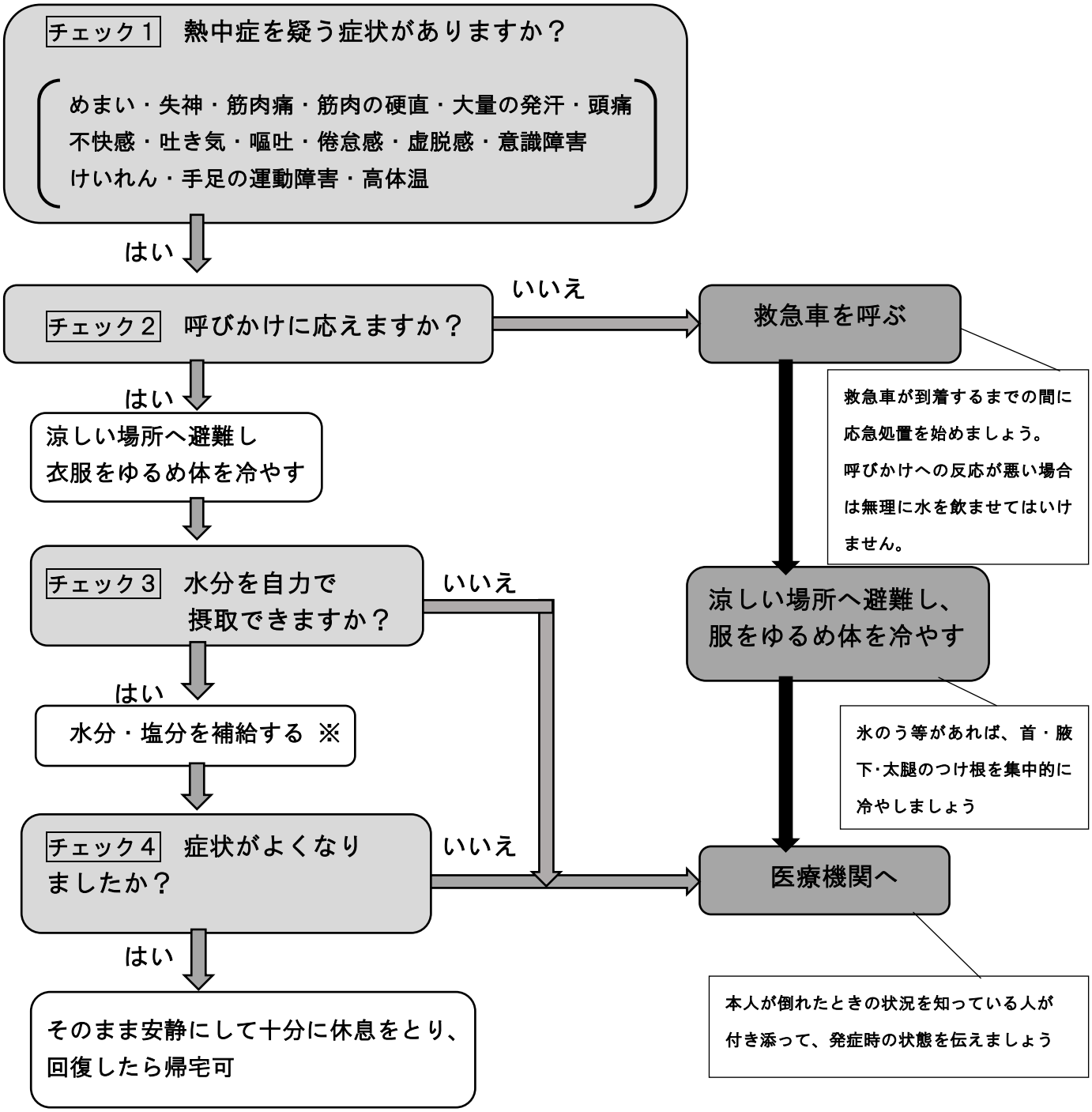

※大量に汗をかいている場合は、塩分の入ったスポーツドリンクや経口補水液、食塩水がよいでしょう

３．地震防災

Ⅰ　事前の危機管理「備える」

１．体制整備と備蓄

防火・防災に関する事項

①　防火・防災体制の目的

防火・防災管理の徹底を期し、以て火災を未然に防止するとともに、地震などの災害による人的・物的被害を未然に食い止めることを目的とする。

②　指導目標

ⅰ）火災・地震その他の災害に対して、生徒を安全に避難・保護する。一学期開始時、緊急時避難経路を確認する。

ⅱ）防火・防災に関する知識を深め、並びに人命尊重の意識の高揚を図る。

ⅲ）非常事態に際しては、沈着・迅速・適正に判断して処理する能力を培う。

③　防災体制

校内防災委員会（防火・防災管理及び消防計画の策定、組織の整備、施設の整備等）

委員長	学校長
副委員長	副校長（教頭）
防火管理者	学校長
委員	企画委員

(1) 火災・地震・洪水（紀ノ川の氾濫）などの初期対応体制　「◎が班長、○が副班長」

※緊急地震速報、Ｊアラート警報、和歌山市が避難準備・高齢者等避難開始の発令後の動き

初期対応本部（緊急時の指揮監督、外部との連携・連絡）

隊　長：校長　　副隊長：副校長（教頭）

本部員：企画会議員

- 安全確認班（状況確認、校内の指示・連絡等）
- 避難誘導班（二次災害発生時：連絡班へ移行）（生徒の避難・誘導、人員点呼等）
  学年主任　・　担　任
- 消　防　班（二次災害発生時：安全確保班へ移行）（初期消火等）
- 応急救護班（二次災害発生時：救急医療・救護班へ移行）
  （負傷者の応急処置・搬出、救急車の手配等）
  ◎養護教諭
- 搬　出　班（二次災害発生時：復旧班へ移行）（重要書類の搬出、資料室の閉鎖の手配等）
  ◎事務長
- 防護警備班（二次災害発生時：避難所協力班へ移行）（防火扉の閉鎖、避難経路の確保）

(2) 二次災害に対応する体制

地震・津波による災害発生時は、生徒・職員の安全が一旦確保された段階で、災害対策本部を設置する。

災害対策本部（情報収集、市町村対策本部との連絡、ＰＴＡとの連絡調整等）

隊　長：校長　　副隊長：副校長（教頭）

本部員：企画会議員

- 安全確認班（被害状況確認・報告、二次災害の防止、周辺施設の安全確認等）
- 連　絡　班（保護者との連絡、安否情報の確認、保護者への引き渡し等）
  学年主任　・　担　任
- 安全確保班（二次被害の防止等）
- 救急医療・救護班（負傷者の応急処置、医療機関との連携、救出・救命、必要備品の調達）
  ◎養護教諭
- 復　旧　班（危険個所の処理・表示、安全確認等）
  ◎事務長
- 避難所協力班（避難者の名簿作成、被災状況の確認、備蓄品の管理）

生徒教職員用 備蓄品

R元年度　災害用備蓄品リスト

水	段ボール数	１箱あたり	１人あたり	納入	返却	返却対象
５年保存水	40箱	24本	3本	H29年度	R元年度	中6、高3
	41箱	24本	3本	H30年度	R2年度	中6、高3
７年保存水	15箱	24本	3本	H30年度	R6年度	教職員
	19箱	24本	3本	H29年度	R4年度	中6
	19箱	24本	3本	H30年度	R5年度	中6
	19箱	24本	3本	R元年度	R3年度	中6、高3
	38箱	24本	3本	R元年度	R6年度	中6

食料（保存期間）	段ボール数	１箱あたり	１人あたり	納入	返却	返却対象
カロリーメイト（3年）	16箱	60個	2個	H29年度	R元年度	中3・6、高3
	16箱	60個	2個	H30年度	R2年度	中3・6、高3
フリーズドライビスケット（7年）	5箱	48個	2個	H30年度	R6年度	教職員
	13箱	48個	2個	R元年度	R3年度	中6、高3
	7箱	48個	2個	R元年度	R6年度	中6

	段ボール数	１箱あたり	１人あたり
簡易トイレ	14箱	50個	1/2個（5回分）
	1箱	32個	1/2個（5回分）

	段ボール数	１箱あたり	１人あたり
レスキューシート（アルミシート）	4箱	300枚	1枚
	1箱	264枚	1枚

学校 非常用配置物

・発電機（ガスエンジン式）１台

・非常放送設備「９１１」【停電後３０分程度使用可】

・火災報知器（各所）【綜合警備保障と連携】

・乾電池，トランシーバー，段ボール，古新聞，ゴミ袋，ビニールシート，ブルーシート

・軍手，使い捨てカイロ，雨具，タオル，スリッパ，工具
・ハンドマイク，ホイッスル
・【停電時使用可能】 アナログ固定電話１回線，公衆電話１回線
・医療品，担架，車いす，毛布
・非常灯〔各教室，各教員室〕
・非常用キット
① クアッドマルチパネルランタン
② ＬＥＤ協力ライト〔F-KJWBSO1－W〕
③ ミドリ安全 多機能ラジオ 震災ヘルプ

■災害時の備蓄品について
[防災保管庫について]
本館４階のエレベーターホール裏に、災害時の一時的な食料等を保管する倉庫がある。
なお、保管庫のカギは高校教員室の総務部長席および事務室で保管。
（事務室の鍵は、「25 番 防災保管庫」という赤色のタグ。）

[教員室の災害用ライトおよびラジオについて]
①使用後は元のケースに戻す。
②長期にわたって持ち出したままにしない。
③電池切れや故障に気づいた際は、総務部または事務所に連絡する。

データバックアップ
生徒成績システム（学籍簿記載内容含む）→サーバーにバックアップ
※サーバー；高校棟２階 補強ロッカー内に設置

２．点検
毎学期１回以上行う。

３．避難訓練
目的 ・災害時の避難経路を確認し、素早く非難できるようにする。
・生徒及び教職員、学校全体で防災意識を高める。
実施時期
４月下旬または５月上旬

地震発生時を想定した安全確保
グラウンドへの避難と、避難経路の確認（火事またはその他の不測時の校舎外避難を想定）
その後、校内での避難場所の確認（浸水時などの一時的な校舎内避難を想定）
※地震発生時、直川地区には津波は来ないと想定されている。
（資料６ 和歌山市直川地区ハザードマップ参照）
http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1001075/1006038/index.html

手順

① 放送により「緊急地震速報」が発令されたことを通知。（事務室非常回線使用）

② 火元確認（消火）、避難経路確保のうえ、机等の下で揺れが収まるのを待つ。

「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所の判断・待機・避難

② 揺れが収まり避難指示（放送）

③ 教員の指示で避難経路にしたがって頭部を守りながら避難。

④ グラウンド整列。安否確認。人員確認完了 担任→学年主任→副校長に報告。

⑤ 校内避難場所への移動・確認。

※ 詳細は、当該年度 実施要項による。

４．教職員研修等

避難訓練事前打ち合わせ

目的・手順の確認・共有

課題の報告、改善

AED 使用講習及び心肺蘇生法講習

現職教育の実施

校外講習会への参加

５．防災教育

防災学習

過去の災害から学ぶ。

ハザードマップの作成等を通して防災意識を高める。

登下校中に被災した場合、どう行動するか。

・ブロック塀、瓦屋根、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や店頭物、液状化や、隆起するマンホールなどにも注意。

・公共交通機関を利用している場合は、係員の指示に従う。

家庭での話し合い

登下校中に被災した時の行動・連絡方法・合流場所等について、話し合っておく。

【津波避難３原則】

① 想定にとらわれない

② 最善を尽くせ

③ 率先避難者になれ

６．土砂災害、浸水被害（紀の川洪水）※資料２参照

・土砂災害について

和歌山市ハザードマップでは、本校が土砂災害に見舞われる可能性は現時点でないが、直川地区北部で土砂災害が発生した場合、本校は避難所となる。

・浸水被害について

紀の川洪水ハザードマップでは、本校は最大５ｍ以上の浸水被害を受ける可能性がある。浸水被害時の避難は、１階および２階の一部が浸水すると想定し、３階４階へ避難する。

Ⅱ　発生時の危機管理

１．初期対応

＊学校の役割

① 学校は、生徒が学校にいる場合、その生命と安全確保を最優先とする。

② 勤務時間外で教職員が学校に不在の場合には、学校に参集し、被害状況の把握と報告、施設設備の確保等を行う。

③ 学校は災害後にできるだけ早く教育活動が再開できるよう対応する。

＊具体的対応

１）生徒の生命安全の確保及び保護者への引き渡し

２）施設設備の開放及び施設設備の確保（施設設備仕様の管理）

３）生徒、施設設備の被害状況及び避難状況の確認と報告

４）地域避難者への対応

初期対応組織

初期対応本部（緊急時の指揮監督、外部との連携・連絡）

隊長；校長

副隊長；副校長

本部員；企画委員

・安全確認班（状況確認、校内の指示・連絡等）

・避難誘導班（生徒の避難・誘導、人員点呼等）；学年主任・担任

・消防班（初期消火等）

・応急救護班（負傷者の応急処置・搬出、救急車の手配等）

・搬出班（重要書類の搬出、資料室の閉鎖の手配等）◎事務長

・防護警備班（防火扉の閉鎖、避難経路の確保）

２．二次対応組織

地震・津波による災害発生時は、生徒・職員の安全がいったん確保された段階で、災害対策本部を設置する。

災害対策本部（情報収集、市町村対策本部との連絡、育友会との連絡調整等）

隊長；校長

副隊長：副校長

本部員；企画委員

・安全確認班（被害状況確認・報告、二次災害の防止、周辺施設の安全確認等）

・連絡班（保護者との連絡、安否情報の確認、保護者への引き渡し等）；学年主任・担任

・安全確保班（二次被害の防止等）

・救急医療、救護班（負傷者の応急処置、医療機関との連携、救出・救命、必要備品の調達）

・復旧班（危険個所の処理・表示、安全確認等）◎事務長

・避難所協力班（避難者の名簿作成、被災状況の確認、備蓄品の管理）

対策本部の機能とその業務内容

業　務　；　初期対応本部／災害対策本部	
役　　割	準　備　物
各班との連絡調整 非常持ち出し書類の搬出保管 校内の被災状況把握 記録日誌・報告書の作成 校内放送等による連絡・指示 応急対策の決定 市町村対策本部との連絡 報道機関への連絡・対応 育友会との連絡調整 情報収集	緊急マニュアル 学校敷地図 ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 緊急活動の日誌 トランシーバー 携帯電話
災害発生時　～　１日	２日　～　３日
指揮監督 外部との連携・連絡 外部からの問い合わせ対応 関係機関へ被災状況を報告 教職員の体制指示 教職員の配置健闘 関係機関、市町村からの情報入手	情報収集 市町村対策本部との連絡 育友会との連絡調整 外部からの問い合わせ対応 避難場所の確定 外部ボランティアの受け入れ 連絡調整

業　務　；　安全確認班	
役　　割	準　備　物
校内建物の安全点検・管理 近隣の危険箇所の巡視	ヘルメット、ラジオ、道具セット、工具、手袋、軍手 被害調査票等
災害発生時　～　１日	２日　～　３日
状況確認、 校内の指示・連絡等 普通教室、特別教室等の被害状況を確認 電話、FAX、パソコン使用確認 水道電気ガスの状況確認	被害状況確認・報告 二次災害の防止 周辺施設の安全確認

業　務　；　避難誘導班／連絡班	
役　　割	準　備　物
生徒及び教職員の安否確認 安全な避難経路で避難誘導 負傷者の把握 下校指導及び待機生徒等の掌握・記録 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 行方不明生徒・教職員を本部に報告	クラス出席簿 行方不明者の記入用紙（生徒・教職員）
災害発生時　～　１日	２日　～　３日
生徒の避難・誘導 人員点呼 家庭への安全下校指導 待機場所の確保 出勤者確認 教職員と家族の安否確認 生徒の安否確認 生徒の家庭の安否確認	保護者との連絡 安否情報の確認 保護者への引き渡し 外部からの安否問い合わせ対応

業　務　；　消防班／安全確保班	
役　　割	**準　備　物**
災害時のガス元栓締め 初期消火活動 危険箇所の把握 二次被害防止	消化器 携帯電話
災害発生時　～　１日	**２日　～　３日**
火元の確認 消化器の手配 消火活動 危険箇所の処理 危険箇所の立ち入り禁止措置と表示	危険箇所の処理・表示 安全の確保 被災場所への立ち入り禁止及び警備

業　務　；　応急救護班／救急医療・救護班	
役　　割	**準　備　物**
生徒及び教職員の救出・救命 負傷者や危険箇所等の確認及び通報 担当区域で負傷者の搬出 学校施設内のチェック	安全靴等、防災マスク、ヘルメット、スコップ 毛布皮手袋、斧 応急手当の備品、健康カード、出席簿、集合場所のクラス配置図
災害発生時　～　１日	**２日　～　３日**
負傷者の応急処置・搬出 救急車の手配 救助活動 近隣被災者の救援活動	負傷者の応急処置 医療機関との連携 救急・救命 必要医療品の調達

業　務　；　搬出班／復旧班	
役　　割	**準　備　物**
被害状況の把握 応急復旧に必要な機材の調達と管理 避難場所の安全確認	被害調査票、ヘルメット、校内図、ロープ 標識、バリケード等
災害発生時　～　１日	**２日　～　３日**
重要書類の搬出 資料室の閉鎖の手配 管理室転倒備品等の復旧 教職員の活動場所の確保	トイレの汚物処理と清掃 ゴミの処理

業　務　；　防護警備班／避難所協力班	
役　　割	**準　備　物**
避難者の名簿作成 緊急物資の受け入れと管理 ボランティアの受け入れ 市町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援	ヘルメット、手袋、マスターキー バリケード、ラジオ、ロープ、テープ 校内配置図、避難者への指示（文書）
災害発生時　～　１日	**２日　～　３日**
防火扉の閉鎖、初期消火、ブレーカー切断、 安全点検 施設の構造的被害調査・本部への連絡 避難経路の確保 避難所開設準備 地域の代表者との初動の確認 学校施設危険箇所の応急処置	避難者数の掌握、名簿作成 被災状況の確認 備蓄品の管理 必要備品の調達 救援物資の受領、仕分け、配付、保管 避難者に必要な物資の調達 仮設トイレの設置 地域と連携した学校周辺危険箇所の応急処置

3 教職員緊急マニュアル

（1）地震・津波の場合

ア　在校時

〔 生 徒 〕

〔教職員〕

地震発生

初期対応

・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する。
・地震発生までに時間があればヘルメットや防災頭巾、ライフジャケットを着用
・机の下に避難するときは、机の脚をつかむ。
・その姿勢を維持する。

・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難するよう指示する。
・時間があればヘルメットや防災頭巾、ライフジャケットの着用を指示する。
・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で頭部を保護するよう指示をする。

一次避難

揺れが弱まり移動が可能になったら
・けがをしていないか、声を掛け合う
・必要があれば高い避難場所（高校棟３階、４階・その周辺）に迅速に避難する
・ガラスの破片等に注意して避難する。
・負傷者がいたら手助けして避難する。

【管理職】情報収集とともに安全な場所への避難を指示する。
・高校棟３階４階に避難するよう指示する。
・移動が必要・可能であれば、さらに高い所へ避難するよう指示する。
・配慮を要する生徒を誘導する。

安全確認

・クラスごとに集合し、逃げ遅れている人がいないか確認する。
・負傷者や未確認者を担任に報告する。

・クラスごとに安全を確認し、学年主任が取りまとめて管理職に報告する。
・負傷者の確認と応急手当てを行う。

学校災害対策本部設置

緊急避難場所での待機

・長時間の待機を想定し、お互いに声を掛け合う等、自分たちでできることを行う。（人を探しに行かない。）

【管理職】津波警報等の解除が発表されても、管理職が避難解除を決定するまで待機させる。
・役割分担に従い、各業務にあたる。
・長時間の待機を想定し、生徒の体調管理、心理面のサポートにあたる。

事後の対応

・保護者不在・家屋が流失・損壊した生徒は、校内で待機させる。

・被害状況や施設の状態等を文化学術課に報告し、必要に応じ支援要請を行う。
・引き渡しを含め、災害状況、今後の対応等について保護者に知らせる。
・学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検（交通機関の状況確認）を行う。

イ　登下校時

〔 生 徒 〕　　〔 教 職 員 〕

地震発生

・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する。
・交通機関を利用している場合は、乗務員の指示があれば従う。

・状況の把握に努める
・対応協議

初期対応

一次避難

【津波発生の場合】
・直ちに各自安全を確保しながら近くの高台の緊急避難場所へ避難する。
・移動が可能であれば、さらに高いところへ各自避難する。
・海や川から遠ざかる。
【地震のみの場合】
・学校が近い生徒は学校に向かう。
・自宅が近い生徒は、家族で決めた緊急避難場所に向かう。
・最寄りの避難所に避難する。

・学校にいる生徒の安全確保を行う。
・状況によって登下校中の生徒の保護・安全な場所への誘導を行う。
・震源地・震度・津波等に関する最新の情報を収集する。
・配慮を要する生徒を誘導する。
【津波発生の場合】
・高校棟３階４階に避難する。
・移動が必要・可能であれば、さらに高いところへ避難する。

安全確認

【緊急避難先】
・上級生が、人数確認を行い、確認できた人の名簿を作る。
・責任者もしくは教職員に報告する。

・クラスごとに安全を確認し、管理職に報告する。
・負傷者の確認と応急手当てを行う。

学校災害対策本部設置

緊急避難場所での待機

・長時間の待機を想定し、お互いに声を掛け合う等、自分たちでできることを行う。（人を探しに行かない。）

【管理職】津波警報等の解除が発表されても、管理職が避難解除を決定するまで待機させる。

・役割分担に従い、各業務にあたる。
・長時間の待機を想定し、生徒の体調管理・心理面のサポートにあたる。

事後の対応

・津波警報が解除されるまで待機する。
・保護者とともに帰宅する。
・保護者不在・家屋が流失・損壊した生徒は、家族で決めた避難所もしくは校内で待機させる。

・被害状況や施設の状態等を文化学術課に報告し、必要に応じ支援要請を行う。
・引き渡しを含め、災害状況、今後の対応等について保護者に知らせる。
・学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検（交通機関の状況確認）を行う。

ウ　勤務時間外の対応

〔教職員〕

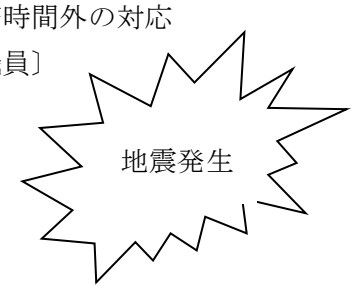

・身の安全を確保する
・津波浸水の危険性がある学校では避難を優先し、
　リスクを冒して配備・参集はしない。

区分		状　況	動員配備人員
警戒体制	1号	・地震が発生し、県内で震度４を記録したとき	
	2号	・和歌山県に津波注意報が発表されたとき ・危機管理監が必要と認めたとき	
配備体制	1号	・危機管理監が必要と認めたとき	必要人員
	2号	・和歌山県に津波警報が発表されたとき ・地震が発生し、県内で震度５弱又は５強を記録したとき ・東海地震の警戒宣言が発表されたとき ・危機管理監が必要と認めたとき	
災害対策本部		・和歌山県に特別警報（大津波警報）が発表されたとき ・地震が発生し、県内で震度６弱以上を記録したとき ・知事が必要と認めたとき	

学校へ参集

学校災害対策本部設置

・参集した教職員により役割分担を行い、各業務に当たる。

被害状況把握

・地震規模、余震情報、二次災害等の情報を収集する。
・安全確認、危険箇所の立ち入り禁止措置を行う。
・校区の被害、危険箇所等の情報を収集する。

事後の対応

・生徒の被害状況や施設の状態を県 文化学術課に報告し、
　必要に応じ支援要請を行う。
・災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。

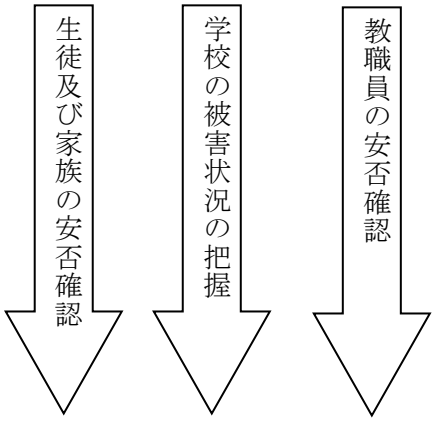

（２）風水害・土砂災害の場合

気象警報（大雨警報・洪水警報等)、土砂災害情報発表時の対応

〔教職員〕

各種情報収集

・気象情報収集（テレビ・ラジオ・インターネット等）
・河川、道路、交通機関の状況確認
・その時の状況によって、注意報段階での対応も検討

気象警報・
土砂災害情報発表

・通学路・通学路線の状況を確認

措置判断

・休校措置、授業の打ち切り、可能な限り集団下校、保護者への引き渡しを判断。

文化学術課への報告

・「学校運営措置状況」を報告

保護者への連絡

・措置の状況について報告（配信メール・ホームページ「緊急連絡」・Classi）

各種対応

【在校時】授業の打ち切り、可能な限り集団下校、保護者への引き渡し
【在宅時】休校措置

Ⅲ　事後の危機管理

１．安否確認

（１）手段；電話、インターネット（ホームページ）、緊急配信メール、Classi による安否確認。

ア　自宅や緊急連絡先への電話

大災害時は一般回線については使用が制限され、電話がつながりにくくなるので、被災地から被災地外へ安否情報や必要な報告をすることが望ましい。

※公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となる。

イ　　災害用伝言ダイヤル「１７１」の利用（震度６弱以上の地震発生時利用可能。）

（ｉ）災害用伝言ダイヤル「１７１」

大規模な災害が発生した場合（震度６弱以上）に運用されるシステム。被災地内の電話番号をキーにして、安否・居場所などを知らせるメッセージを３０秒以内で録音・保存できる。

【例】（被災地内）開智　０７３-４６１-８０８０　の場合

① 伝言録音　１７１＋１＋０７３＋４６１８０８０

② 伝言再生　１７１＋２＋０７３＋４６１８０８０

（ⅱ）災害用伝言板「ｗｅｂ１７１」（震度６弱以上の地震発生時）

インターネットを活用して、安否情報等を音声により伝達するサービス。

①　（被災地内のパソコン・携帯電話から）登録

http://www.web171.jp/　にアクセスし電話番号をキーに伝言を録音

② 閲覧

http://www.web171.jp/　にアクセスし、電話番号およびパスワードを入力して閲覧

（ⅲ）災害用伝言板サービス　　＊携帯電話各社から同様のサービス提供有

携帯電話の番号をキーにして、安否情報を電子掲示板により確認できるサービス

各社 URL 参照

（２）内容

・生徒及び家族の安否・怪我の有無

・被災状況

生徒の様子，困っていることや不足している物資

・居場所（避難先）

・今後の連絡先・連絡方法

２．引き渡し

手順

１．引き渡しが可能かどうかの判断（二次災害の危険の有無等）

２．引き渡し場所の決定　学校か、避難先か

３．引き渡し

連絡先の確認

帰宅後の連絡先の確認。自宅以外の場所に引き取る場合には連絡先を確認。

名簿にチェック

災害対策本部に報告

待機生徒の保護

引き取りがいつごろになるか見通しを立てる。

＊ 生徒の引き渡しについて

（1）引き渡しの判断

津波など、限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に対する情報を提供し、生徒を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応も必要。

引き渡しルール

地 震 の み	
震度５弱以上	・保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。 ・時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは生徒を学校で保護する。
震度４以下	・原則として下校させる。 ・交通機関に混乱が生じて下校困難な場合や保護者が帰宅困難になる場合、事前に届けがある生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

津　波	
大津波警報 （特別警報）	・南海トラフの巨大地震で津波浸水が予想される地域は、解除になるまで引き渡しは行わない。
津波警報	・東海・東南海・南海地震の３連動地震で津波浸水が予想される地域では、解除になるまで引き渡しは行わない。
津波注意報	・引き渡しを行う。 ・解除後でも、海・川に近づかない。

（2）学校に待機させる場合の留意点

ア　生徒が引き取られるまで､安全な場所に集め､その場から離れないように座らせ落ち着かせる。

イ　必ず教職員がそばにつき、生徒に安心感を与える。

ウ　保護者の迎えが遅くなっている生徒の精神的ケアに努める。

エ　引き渡した教職員、引き取った保護者がともに確認の署名を行う。

オ　引き渡し後、気象情報のレベルが上がった場合、家族で避難するよう確認する。

（3）引き渡し手順の明確化

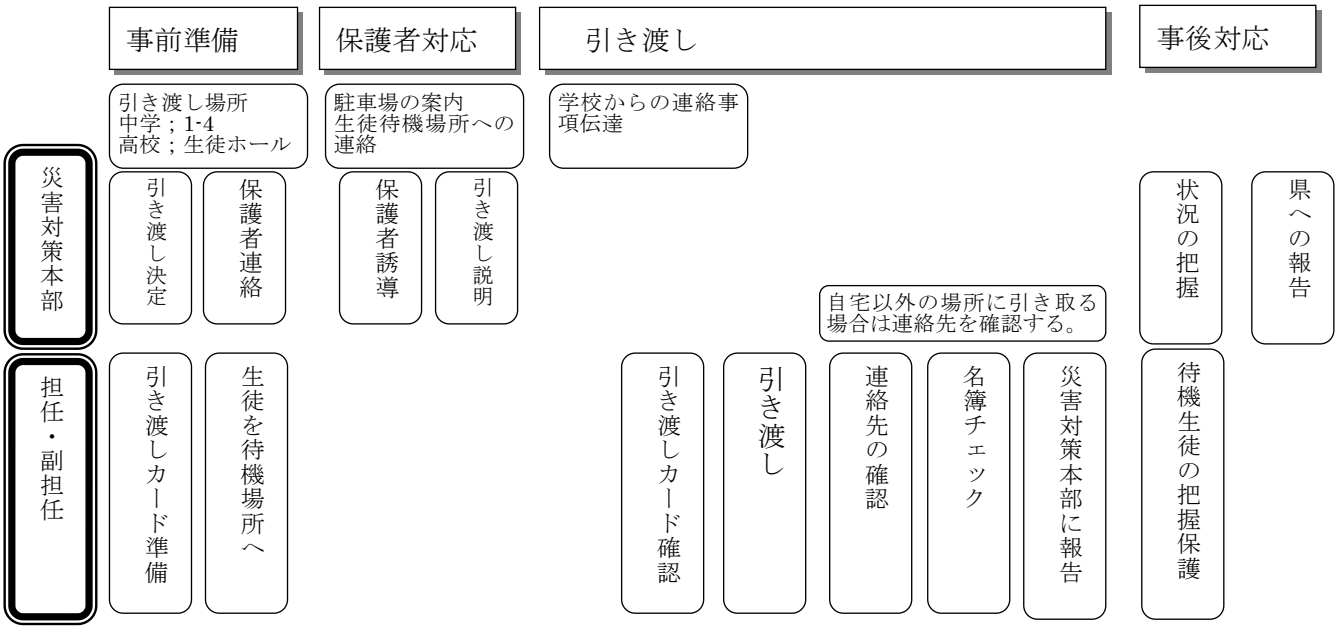

（4）引き渡しカード

<table>
<tr><td colspan="8">生徒引き渡し・緊急連絡カード</td></tr>
<tr><td colspan="4">〔生徒氏名〕
年　　組</td><td colspan="4">〔在校兄弟氏名〕
年　　組
年　　組</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認者</td><td colspan="2">引き渡し日時
月　　日
AM／PM　　：</td><td colspan="4">特記事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">引き取り者氏名　　番号〔　　〕</td><td colspan="2">連絡先（電話、住所）</td><td>関係</td><td colspan="2">ﾁｪｯｸ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">保護者</td><td></td><td colspan="2">電話〔　　〕</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">携帯〔　　〕
住所〔　　〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">保護者</td><td></td><td colspan="2">電話〔　　〕</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">携帯〔　　〕
住所〔　　〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">保護者</td><td></td><td colspan="2">電話〔　　〕</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">携帯〔　　〕
住所〔　　〕</td></tr>
</table>

３．避難所協力

地域住民等の学校への避難

施設設備の安全点検、開放区域の明示、駐車場を含む誘導

避難所の開設、避難所の管理・運営

名簿作成、関係機関への情報伝達と収集

水・食料の確保・備蓄品の管理と仕分け・配布。衛生環境整備。

自治組織の立ち上がり・確立

自治組織への協力　　要援護者への協力

避難所機能と学校機能の同居

学校機能再開のための準備

避難所機能の解消と学校機能の正常化

日常生活の回復

＊ 避難所運営の協力について

（１）教職員の協力体制の整備

ア 各自治体が作成している避難所の解説や運営マニュアルと併せ､教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要。

イ 少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切。

ウ 生徒と避難者のスペースや動線を分けておくことが必要。

	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	（直後～） 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 余震の継続　等	地震発生 地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導　等
生命確保期	（数分後～） 消防・警察・自衛隊等の救助活動	避難所の開設 避難所の管理・運営	・名簿作成 ・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配布等 ・衛生環境整備
生活確保期	（数日後～） 応急危険度判定士による安全確認	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要援護者への協力　等
学校機能再開期	（数週間後～） 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と 学校機能の正常化	・学校機能再開のための準備
		日常生活の回復	

４．学校再開

・地震発生当日は臨時休校とする。

緊急配信メールでの連絡。

・地震発生翌日の登校、臨時休校、登校時間の変更について、被害の状況・ＪＲの運行状況等を踏まえ、対策本部において協議の上、緊急配信メール・ホームページで連絡する。

学校再開の情報が確認できるまでは自宅待機とする。

・教科書・教材等の破損分を手配する。

＊ 学校施設設備の点検（学校再開に向けて）

	学 校 の 対 応
安全確保	・学校施設・設備の安全確認を行うと同時に整理を行う。 ・理科室など特別教室の危険物の確認と応急処置を行う。 ・危険箇所の確認と立ち入り禁止区域の設定・明示を行う。
ライフラインの点検	・ライフライン（電気・水等）が使用できるか点検する。 ・ガス会社の点検があるまで、ガスの元栓を閉めておく。 ・給水タンクの水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる。
復旧対応	・校舎が使用可能かどうかの決定は、専門家の調査結果を待つ。 ・施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。 ・県文化学術課、災害対策本部等と連絡を取り、情報提供・収集に努める。

５．心のケア

家庭・関係機関と連携を取りながら生徒の心のケアに当たる

担任を中心とする教職員・養護教員・校医

子どもに現れやすいストレス症状	
身　体　的	精　神　的
食欲の異常（拒食・過食）はないか 睡眠はとれているか 吐き気・嘔吐が続いていないか 下痢・便秘が続いていないか 頭痛が持続していないか 尿の回数が異常に増えていないか 体がだるくないか	心理的退行現象が現れていないか 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか イライラ・ビクビクしていないか 攻撃的・乱暴になっていないか 元気がなくぼんやりしていないか 孤立や閉じこもりはないか 無表情になっていないか
急性ストレス障害（ＡＳＤ）と外傷性ストレス障害（ＰＴＳＤ）	
・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。 ・体験した出来事が目も前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック） ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。 ・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される。 ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。 ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。 ・物事に集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く。	

突然の災害

肉親を失う・家屋に被害 等

強いストレス（心の傷）

ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）

温かい気持ちで接する

・災害の光景の夢を何度も見る
・恐ろしい体験に関連した事柄を避けようとする
・興味の減退、物忘れ、集中力の欠如等が起こる
・孤立傾向が強まり、神経質になる
・頭痛、腹痛、食欲不振等の生理的反応が生ずる
・よく眠れない　　等

専門家への相談を勧める

医師・カウンセラー等の専門家に相談

回 復

４．不審者侵入

１．不審者侵入対応

〔緊急放送例〕「９１１」
緊急放送、緊急放送、ただいま、○○に刃物を持った男が侵入、緊急対応マニュアルにより対応願います。
全校生徒は、先生の指示に従い、○○に避難しなさい。
繰り返します。

事故発見者
（守衛室等）

〔警察への通報例〕「１１０」
和歌山市直川の開智中学校高等学校の○○です。刃物を持った男が一人教室に乱入しました。緊急出動願います。
住所は和歌山市直川 113-2
電話　461-8080

① 近くの職員に連絡
緊急放送
② 生徒の救護・保護
③ 避難指示
④ 不審者対応

警察署（１１０番）通報
消防署（１１９番）通報

校長・副校長
教員室在室者
↓
校内対策本部
（校長室）

〔救急への通報例〕「１１９」
和歌山市直川の開智中学校高等学校の○○です。
刃物を持った男に生徒が刺され負傷、多量に出血しています。至急救急車を要請します。
住所 和歌山市直川 113-2
電話 461-8080

① 緊急放送で生徒への避難指示
② 全職員への行動指示
③ 対策本部に情報伝達係を指名

全職員による対応

校長・副校長 企画委員	生徒部長 進路部	学年主任・担任 教務部	生徒部 総務部	養護教諭 保健主事等	総務部 事務職員等
・陣頭指揮 ・職員への連絡調整 ・被害生徒の家庭訪問 ・外部機関との連携 ・報道機関への対応等	・関係保護者への連絡 ・全保護者への連絡	・避難誘導 ・安全確認 ・安全指導 ・保護者への引き渡し ・被害生徒の家庭訪問等	・現場直行・確認 ・不審者への対応等	・応急処置 ・救急車同乗 ・医療機関との連携等	・育友会役員への連絡 ・電話対応 ・各種連絡

２．教職員緊急マニュアル（不審者）

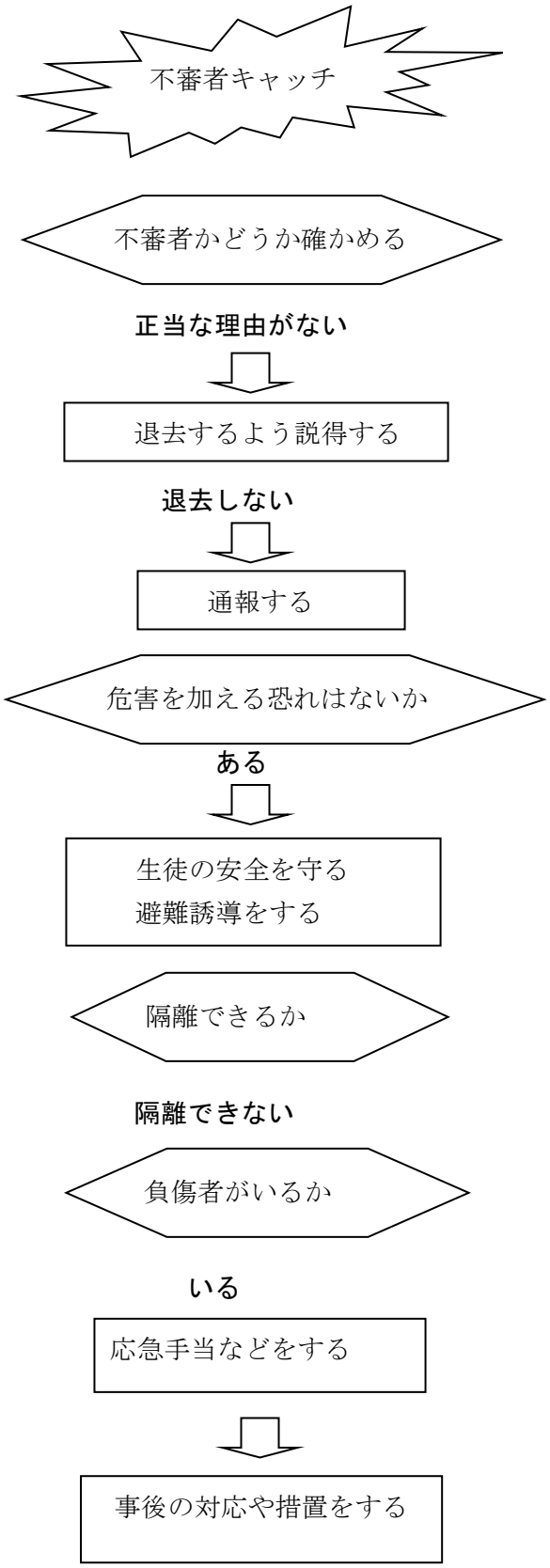

・守衛室で確認
・生徒からの通報
・職員が発見
・偶然に発見

・声を掛ける
　「何かご用ですが」「どちら様ですか」
・訪問用件や名前を聞き取る
・相手から１ｍ～1.5m離れて丁寧に対応

退去した ⇨ 再侵入しないか監視　（警察へ通報）

・１１０番通報
　「開智中学校・高等学校です。男（女）が侵入して（暴れて）
　います。中学校棟（高校棟）へすぐ来てください。」
・危険物の所持品（刃物、棒、液体；灯油・ガソリンなど、）
　荷物（異常なふくらみ）、言動で判断
・教職員への緊急連絡　緊急放送「９１１」
　　（生徒の安全確保と避難）
・複数の教職員で対応、別室へ案内
・防御
　〈応援を求める〉教職員や全校へ大声や校内放送で伝える
　〈移動を阻止〉さすまた、清掃用具（ホウキ・モップ）、消
　　火器、椅子、机など
・生徒の掌握と安全確保
　〈授業内〉授業担当者が守る
　〈授業外〉担任（副担）・近くの教職員が守る。
・避難誘導する
　　教室で待機
　　体育館へ避難
・１１９番通報（１１０番とも連動）
・到着までに応急手当
・全生徒への心のケア
・近隣学校・地域への連絡
・情報の整理と提供
　　防犯カメラ映像確認
・保護者などへの説明
・心のケア
・教育再開準備
・報告書の作成
・災害共済給付請求
・再発防止策の実施

◎ 具体的配慮事項

① 不審者のキャッチについて

・生徒からの情報

生徒に、「いつ」「どこで」「どのような人」「どのような状況」か、確認する。

・教職員が発見

「いつ」「どこで」「どのような人」「どのような状況」か、確認する。

→ 生徒・通報装置・携帯電話、または近くの教職員等を介して、教員室に通報するとともに、生徒の安全を確保する。

② 不審者の認識について

・声掛けにより不審者の認識をする。（人権に配慮する。）

生徒からの情報の場合は、教員が複数で駆けつけ、不審者との対応をする。

「どちら様ですか。」「何かご用ですか。」など、丁寧に訪問用件を聞く。

教員室への連絡がすぐできるよう、携帯電話を所持する。

③ 不審者への対応について

・不審者への直接対応

・複数教職員で行い、他の教職員は周辺の安全な避難ルートや避難場所の確保にあたる。刺激せずに落ち着いて話しかける。

・直ちに学校外に退去するよう促す。応じないときは、警察が来るまで生徒に近づけないよう時間を確保する。

・危険物を所持している場合は、警察に通報するとともに、校内放送等で生徒に緊急放送「９１２」をする。机、椅子、清掃用具（ほうき・モップ）、さすまた等を使い、距離を置いて対応し時間を確保する。

・不審者の侵入を知らせる放送

・緊急連絡先を確認

・生徒については放送で教室又は安全な場所に誘導する。

・生徒を安全な場所に誘導する放送「９１１」

・場所を指示し、落ち着いて速やかに移動させる。

「○○（中学校棟１階玄関）のあたりに不審者が侵入しました。教室やトイレなど、鍵のかかる場所に避難してください。落ち着いて行動してください。」

・避難場所での人員を確認し、入口等を巡回し、安全の確保に努める。

・授業中の場合

・トイレ、保健室等に行っている生徒がいないかどうか確認する。全員そろっているか。中から施錠。学年で各クラスの状況を確認。

・所在が不明な生徒については、教員室に連絡し、集約する。

・授業中の教員は、不審者のいる場所から安全な避難ルートを想定しながら、生徒にも説明をしたうえで待機し、放送での指示を待つ。

・休憩時間の場合

・放送ですべての生徒に教室又は安全な場所に移動するよう指示した後、担任（副担任）は人員確認を行う。

・担任は不審者のいる場所から、安全な避難ルートを想定しながら、生徒にも説明をするとともに放送での指示を待つ。

④ 不審者の反応によって

・けが人が出た場合

・応急措置を施し、救急車で搬送する場合は、教職員が随行するとともに、保護者に連絡する。

・負傷した生徒の保護者に連絡をする。

・その他の生徒への対応

・教育委員会（文化学術課）と協議のうえ、生徒の下校についての判断をする。

・保護者への連絡。（配信メール）

・下校路の安全確保。

・生徒の引き渡し。学校待機。

⑤ 事件後の対応

・教育委員会（文化学術課）と協議のうえ、保護者会を開き説明をする。

・事件の経過や、その後の学校の方針を示す。

・必要に応じて、警察、保護者及び地域の関係者への巡回の要請、カウンセラーの養成等を検討する。

３．不審者侵入事後対応

緊急対応 後

学校支援者 ↔ 和歌山県 文化学術課

↓

校長・企画委員
対策会議（校長室）
事後対応について協議、決定。

↓

緊急職員会議
事後対応や、対応に当たっての留意点等についての共通理解を図る。

↓

渉外班	教育活動再開班	再発防止対策班 避難係・防衛係	救護班
総務部 生徒部 事務職員等	教務部　進路部 教科主任	生徒部 総務部	保健主事 教育相談委員 各担任
・情報収集と整理 ・保護者・外部機関への緊急連絡 ・報道窓口の一本化 ・記者発表の企画・運営 ・記者発表・緊急保護者会の資料作成 ・報告書作成	・生徒等の実態把握 ・実態に応じた教育計画の作成 ・学習場所の確保 ・教材・教具等の整備・充実 ・全校集会等の企画・運営 ・学級活動指導計画 ・指導体制等の整備	・事件・事故等の発生原因や対応等の問題点整理 ・再発防止対策の作成（教育・管理・組織活動の見直し）と、家庭・地域等との連携を図った取り組み ・危機管理マニュアルの見直し	・心のケア対策委員会の設置 ・生徒の精神状態の把握 ・健康状態を把握する調査票等の準備 ・被害生徒の回復状況等の把握 ・災害共済給付申請

文化学術課
・記者発表内容の相談・共通理解

↓

記者会見

育友会本部役員との協議
・保護者会の運営
・保護者会の内容

↓

緊急保護者会

教育活動の再開
・生徒のフォロー・ケア

４．対策本部の業務内容・担当部署等

（１）統括（校長）の業務内容

① 速やかに危機管理推進委員をメンバーとした対策会議を開催し、事後対応に当たっての基本的な方針・考え方などについて学校支援者等の意見も参考に決定する。

② 全体を掌握のうえ、各班の状況に応じた適切な指示を出すとともに、適宜取り組み状況を掌握し、必要に応じて助言する。

③ 事後対応にあたって、公的機関や関係機関等からの助言を得るとともに共通理解を図る。

（２）各班の業務内容並びに担当部署

班	業 務 内 容	担当
渉外班	① 次の点について情報を収集し、整理する。 ・事件・事故等の概要とそれが発生した原因・背景など ・生徒・教職員の被害状況 ・施設・設備等の被害状況 ・事件・事故等が発生してからの対応状況（時系列） ・事件・事故等が発生してからの関係者の支援状況（時系列） ・これまでの安全対策等の概要 ・再発防止対策（保護者・地域等との連携推進含む） ・教育活動の再開計画 ② 記者発表の実施計画を立て、資料等を事前に準備するとともに、当日の運営に当たる。なお、実施計画の内容は次のとおりとする。 ・日時、内容、役割分担 ・会場図並びに会場設営計画 ・準備物 ③ 報告書を作成し、文化学術課に提出する。	総務部 生徒部
教育活動再開班	① 次の点についての現状を把握する。 ・全生徒の居場所、健康状態、通学可能状況など ・教科書・教具の状況など ・校舎・工程の破損状況など ・再発防止対策の進行状況 ② 必要に応じて年間指導計画の見直しを行い、現状を踏まえた教育計画を作成する。 ③ 教室・校庭等の学習場所を確保するとともに、教材・教具等を整備する。 ④ 事件・事故等に関する内容を取り上げた全校集会等を計画・実施し、安心して学校生活が送れるようにする。 ⑤ 事件･事故等に関する内容を取り上げた学級活動における指導内容の作成と共通理解を図る。 ⑥ 生徒や教職員の状況を踏まえた指導体制を構築する。	教務部 教科主任 進路部
再発防止対策	① 緊急安全対策の実施 ②「事件・事故等の概要とそれが発生した原因や背景など」「これまでの安全対策等の概要」を分析・考察し、問題点や課題などを明らかにする。 ③ 上記の問題点や課題を解決するための対策（教育・管理・組織活動の見直し）を立て、家庭・地域・関係団体等との連携を図りながら速やかに実行する。 ④「事件・事故等が発生してからの対応状況（時系列）」「事件・事故等が発生してか	生徒部 総務部

班	らの関係者の支援状況（時系列）」を分析・考察し、問題点や課題などを明らかにし、必要に応じて緊急対応体制等の見直しを行う。	
救護班	① 心のケア対策委員会を設置し、特別対応計画の原案を作成する。 ② 生徒の心の健康状態を把握する調査票等を作成する。 ③ 調査票の結果を分析し、心のケア対応計画についての資料を作成する。 ④ 職員会議で支援計画等についての共通理解を図る。 ⑤ 該当生徒の回復状況を定期的に把握し、校長に報告する。 ⑥ 事件・事故等の被害生徒の災害共済給付申請書を作成する。	保健主事 教育相談委員 各担任

５．心のケア

（１）心のケアに関する対応の手順

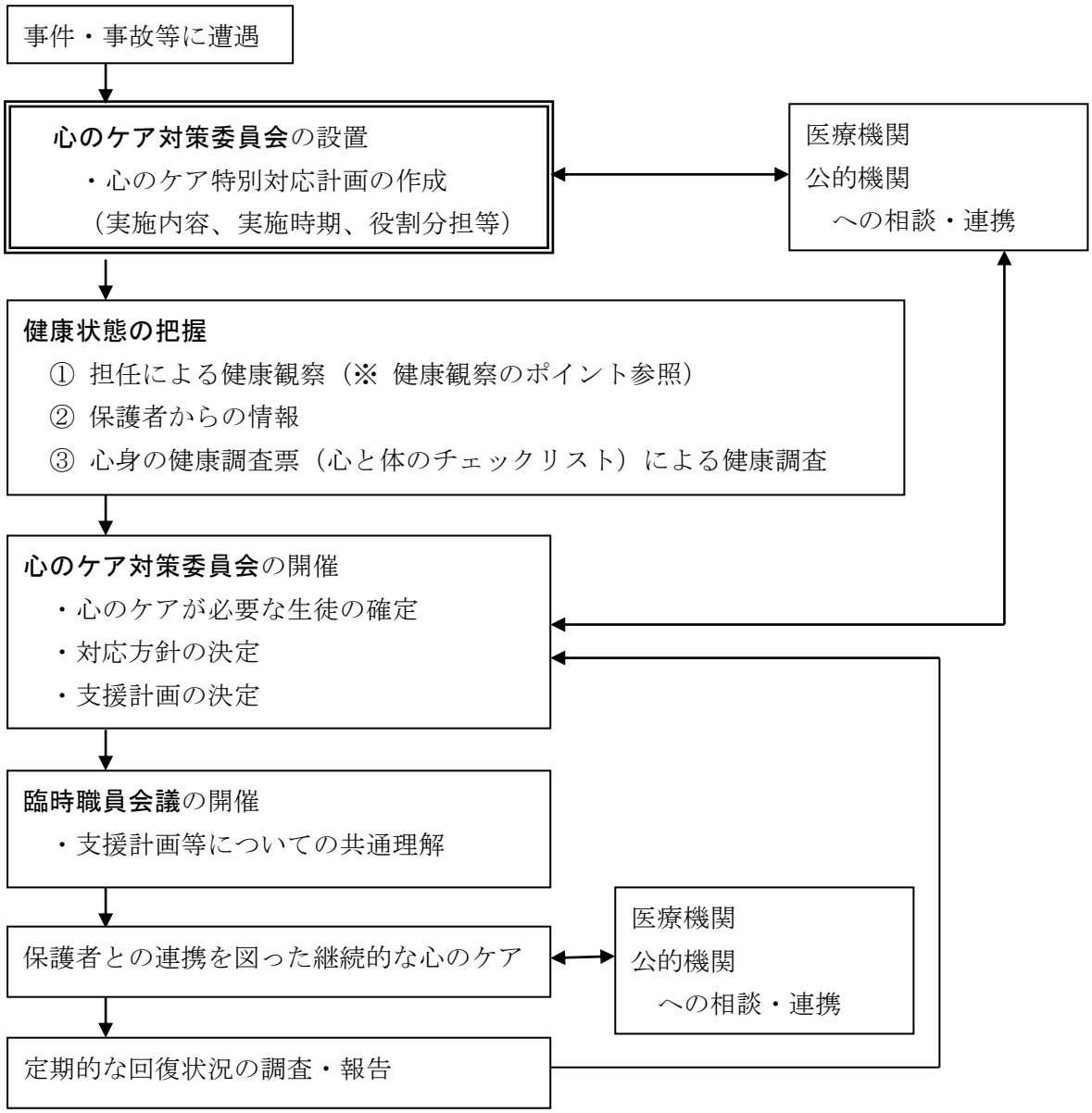

（２）心のケア対策委員会メンバー

委員長；学校長

副委員長；保健主事

委員；副校長（教頭），総務部長，生徒部長，教育相談委員，養護教諭

（３）ＰＴＳＤの予防・対応にあたってのポイント

① 普段の生活リズムを取り戻す。日常に戻す。

② 症状が必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える。

③ トラウマを思い出させるようなきっかけをつくらないようにする。

（４）健康観察のポイント

《子どもに表れやすいストレス症状の健康観察ポイント》

体の健康状態	心の健康状態
・食欲の異常（拒食・過食）はないか。 ・睡眠はとれているか。 ・吐き気・嘔吐が続いていないか。 ・下痢・便秘が続いていないか。 ・頭痛が持続していないか。 ・尿の回数が異常に増えていないか。 ・体がだるくないか。	・心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか。 ・落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか。 ・イライラ・びくびくしていないか。 ・攻撃的・乱暴になっていないか。 ・元気がなく、ぼんやりしていないか。 ・孤立や閉じこもりはないか。 ・無表情になっていないか。

《急性ストレス障害（ＡＳＤ）と外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の健康観察ポイント》

持続的な再体験症状	・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。 ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる。（フラッシュバック）　等
体験を連想させるものからの回避症状	・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。 ・体験した出来事を思い出せないなど、記憶や意識が障害される。（ボーッとするなど） ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。　等
感情や緊張が高まる覚醒亢進症状	・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。 ・物事に集中できない。極端な警戒心をもつ。ささいなことや小さな音で驚く。　等

６ 日常における安全確保対策

① 来訪者の確認

学校への出入り口は、正門・通用門・裏門（セミナー側）である。生徒登校後は正門のみの出入りとなり、必ず守衛室の前を通ることになっている。来訪者は名簿に記帳したうえで「入校証」を首から掛けることになっている。中学校棟・高校棟ともに、教員室・事務室は２階にあるため、１階教室への出入りに気付きにくい。

② 校内巡視体制

各教職員が校内の様子に気をつけながら校内巡視をする。特に１階教室等へは注意する。入校証を所持していない訪問者については声を掛けて確認する。

・防犯カメラ設置

・警備員の配置；４名の警備員がローテーションで通用門と正門を警備する。
平日は第一守衛室（正門）が 7:00~17:00、第二守衛室（通用門）が 7:00~20:00 まで。
休日は第一守衛室（正門）8:00~17:00 まで。

・ALSOK による警備、夜間巡回、夜間センサー警備

③ 登下校時における安全確保

・定められた通学路による登下校の指導
・朝の安全登校指導
・不審者と接触した場合の報告
・生徒部教員他による巡回
・「きしゅう君の家」についての説明

④ 校外学習や学校行事等における安全確保

校外学習において生徒の安全確保について十分配慮した計画を立てる。

・事前計画と現地の安全確保（必要に応じた下見の実施）、事前計画書（要項）の提出
・生徒への事前指導、保護者への案内。緊急時の連絡方法等の確認。

⑤ 学校外から不審者情報が入った場合の対応

１）不審者情報のキャッチ
どこからの情報か、時間、場所、状況等を整理

２）情報の確認（正しい情報の把握）
警察、県文化学術課、他の学校と連携し情報交換

３）学校の対応（学校時間内、放課後）
緊急対応、協議（情報交換、状況判断、教職員の招集、状況への共通認識、対応の統一）
協力要請（警察、県文化学術課、地区長等）
下校指導（集団下校、校内待機）
保護者への連絡、生徒の引き渡し（配信メール、連絡網、引き渡しカード）

資料１　気象警報発表及び交通機関不通時の取り扱い

１　気象警報が発表された場合

(1)　和歌山市に午前６時現在で暴風警報・大雨警報のいずれかが発表されている場合は、臨時休校とする。

(2)　和歌山市在住以外の生徒に関しては､在住市町村あるいは通学途中の市町村において午前６時現在で暴風警報・大雨警報のいずれかが発表されている場合は、警報が解除されるまで自宅待機とし、解除され次第登校する。

(3)　登校後警報が発表された場合は、状況判断のうえ適宜指示する。

※「４　気象警報発表時の対応（生徒登校後）参照」

２　交通機関が不通の場合

(1)　午前６時現在でＪＲ阪和線の六十谷駅を含む区間が不通の場合は、臨時休校とする。

(2)　上記区間以外の公共交通機関が不通により登校が困難な場合は、自宅待機とする。

３　定期考査中に於ける取り扱い

(1)　午前６時現在で、以下の市町村のいずれかに暴風警報または大雨警報が発表されている場合は、臨時休校とする。

和歌山県；和歌山市，海南市，紀の川市，岩出市，有田市
大 阪 府；和泉市，岸和田市，貝塚市，泉佐野市，泉南市，阪南市，熊取町，
田尻町，岬町

＊　上記以外の市町村に在住の生徒に関しては、在住市町村に警報が発表されている場合は自宅待機とし、当該生徒は出席停止扱いとする。

(2)　午前６時現在でＪＲ阪和線の六十谷駅を含む区間が不通の場合は、臨時休校とする。
＊　上記区間以外の公共交通機関が不通により登校が困難な場合は、自宅待機とする。
この場合は、保護者からの「届」を受け、妥当と認められた場合は出席停止扱いとする。

(3)　臨時休校の結果実施できなかった考査は、当該考査期間の最終日の翌授業日に実施するものとする。

※お願い　学校への電話による問い合わせは、ご遠慮ください。
なお、緊急時の連絡については、メール連絡システムをご利用いただくか、本校ホームページの『緊急連絡』にアクセスしてください。

この取り扱いは、平成２７年８月２６日（水）から実施いたします。

4　気象警報発表時の対応（生徒登校後）

警　報　発　表　→　状況把握（副校長・事務）

校長・副校長　→　下校時刻の決定

臨 時 職 員 会 議　→　下校時の諸注意等の周知徹底

担 任 に よ る Ｈ Ｒ　→　生徒の確認、下校指導、教室・廊下の戸締り確認

状況に応じて

学校から駅までの安全指導（ABCD は副担中心に１～２名交代で）

Ａ地点	六十谷駅
Ｂ地点	六十谷駅から高架橋下の歩道
Ｃ地点	千手川交差点
Ｄ地点	千手川交差点から開智前交差点歩道
Ｅ地点	通用門
生徒ホール	高校生の送迎待ち待機場所
中・職員室前教室	中学生の送迎待ち待機場所
教室引き渡し	

報　　告

学年主任 ― 副校長 ― 校長

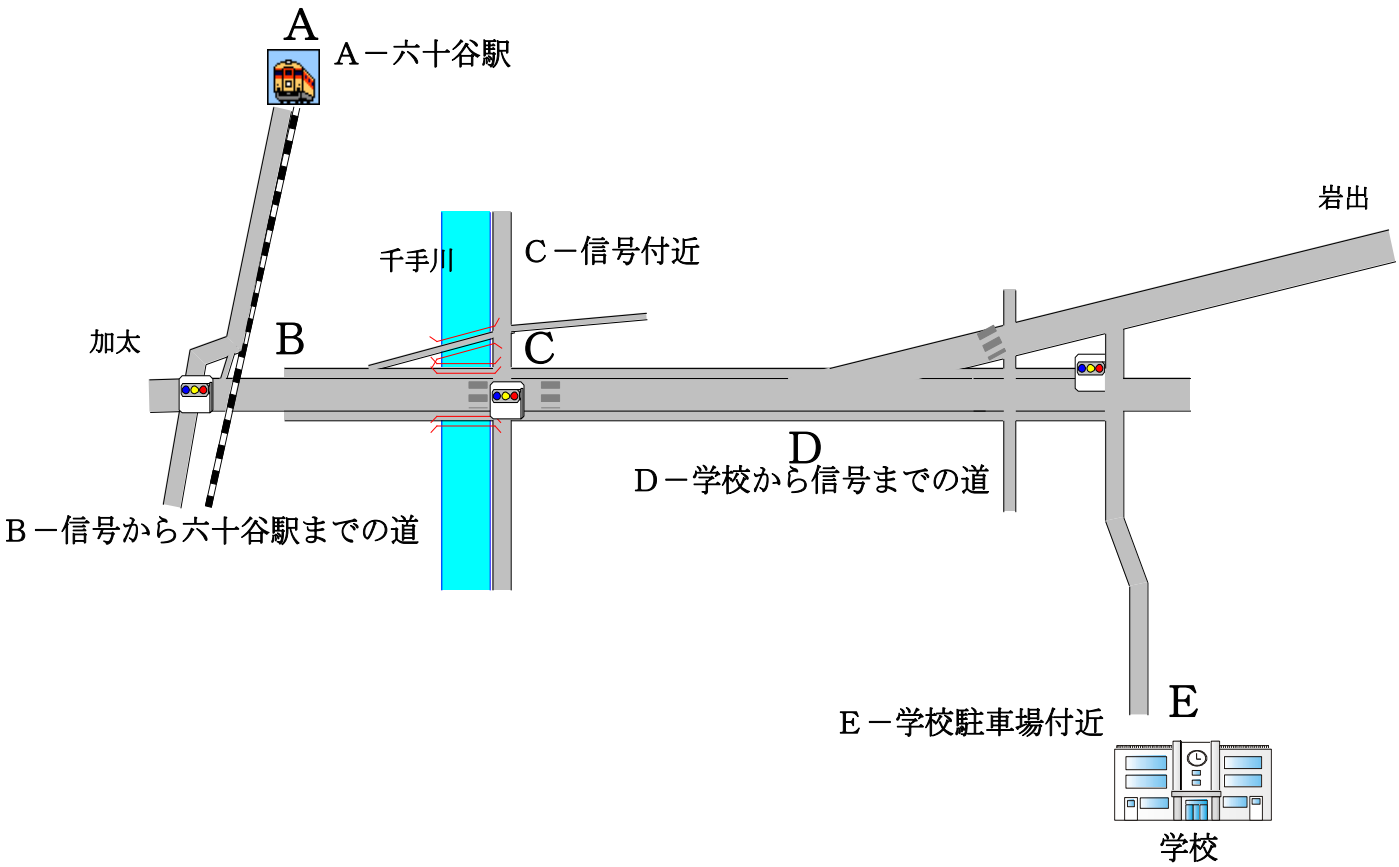

資料２　「和歌山市ハザードマップ」　学校周辺の地震・津波による浸水カ所

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1001075/1006038/index.html

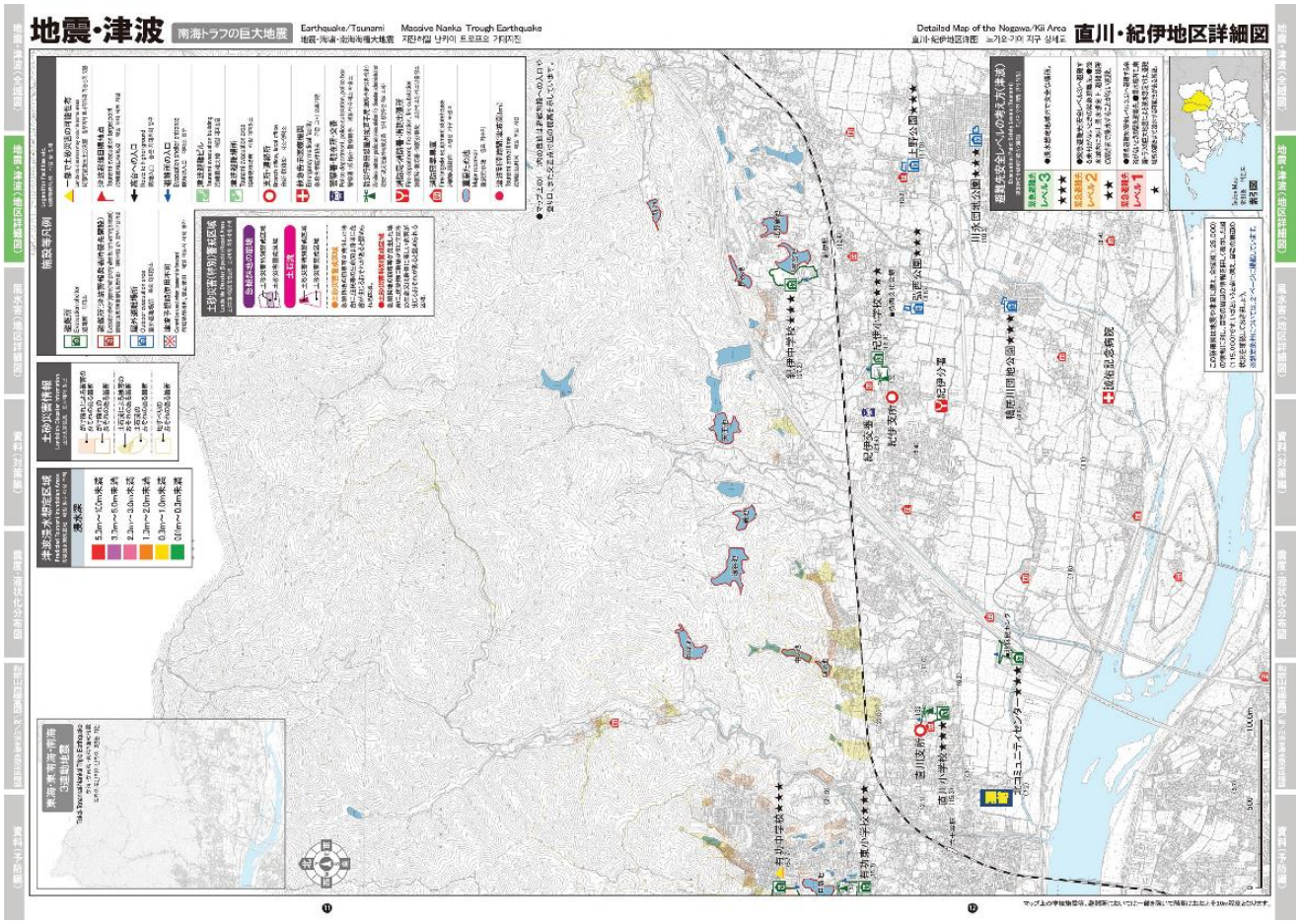

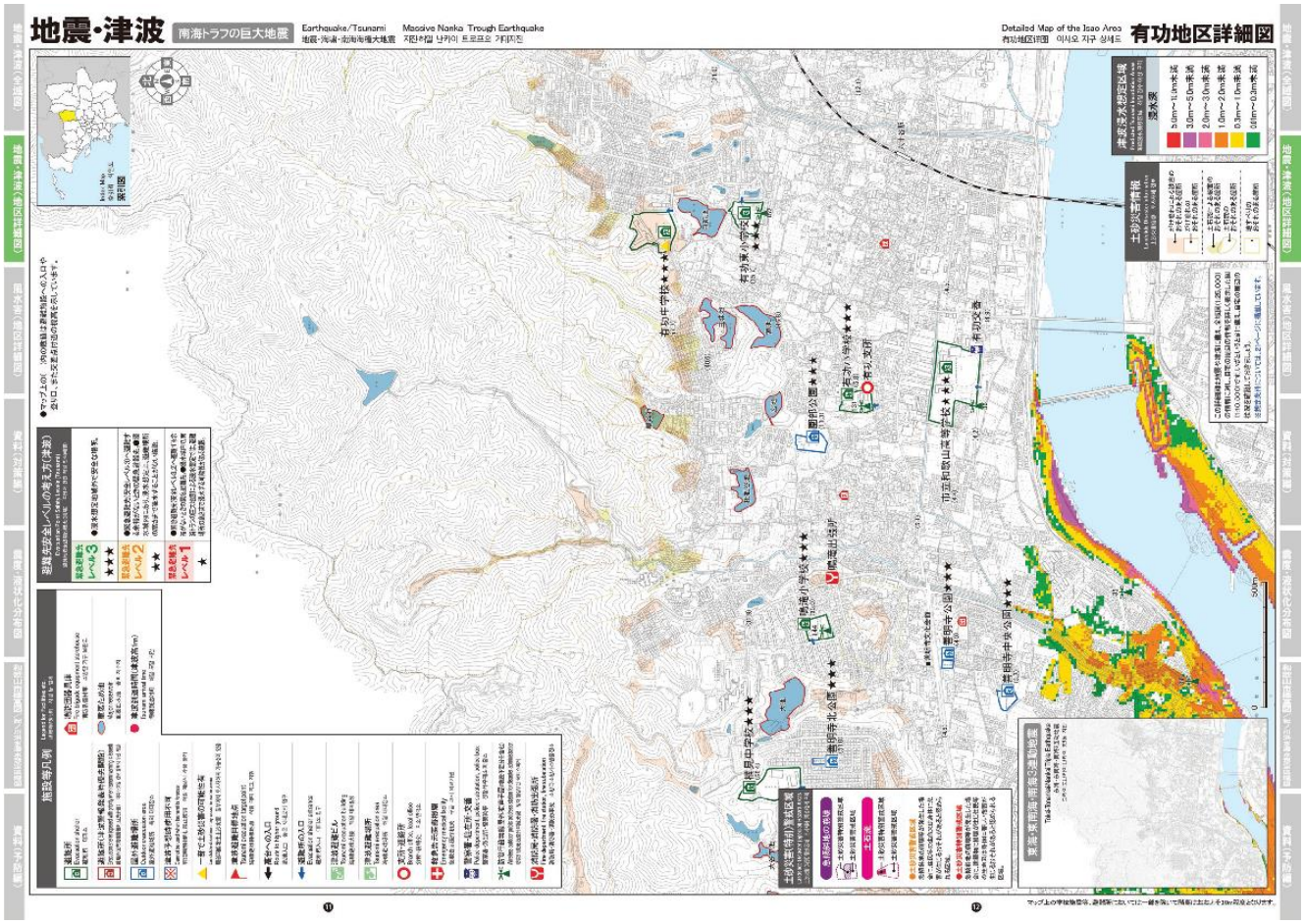

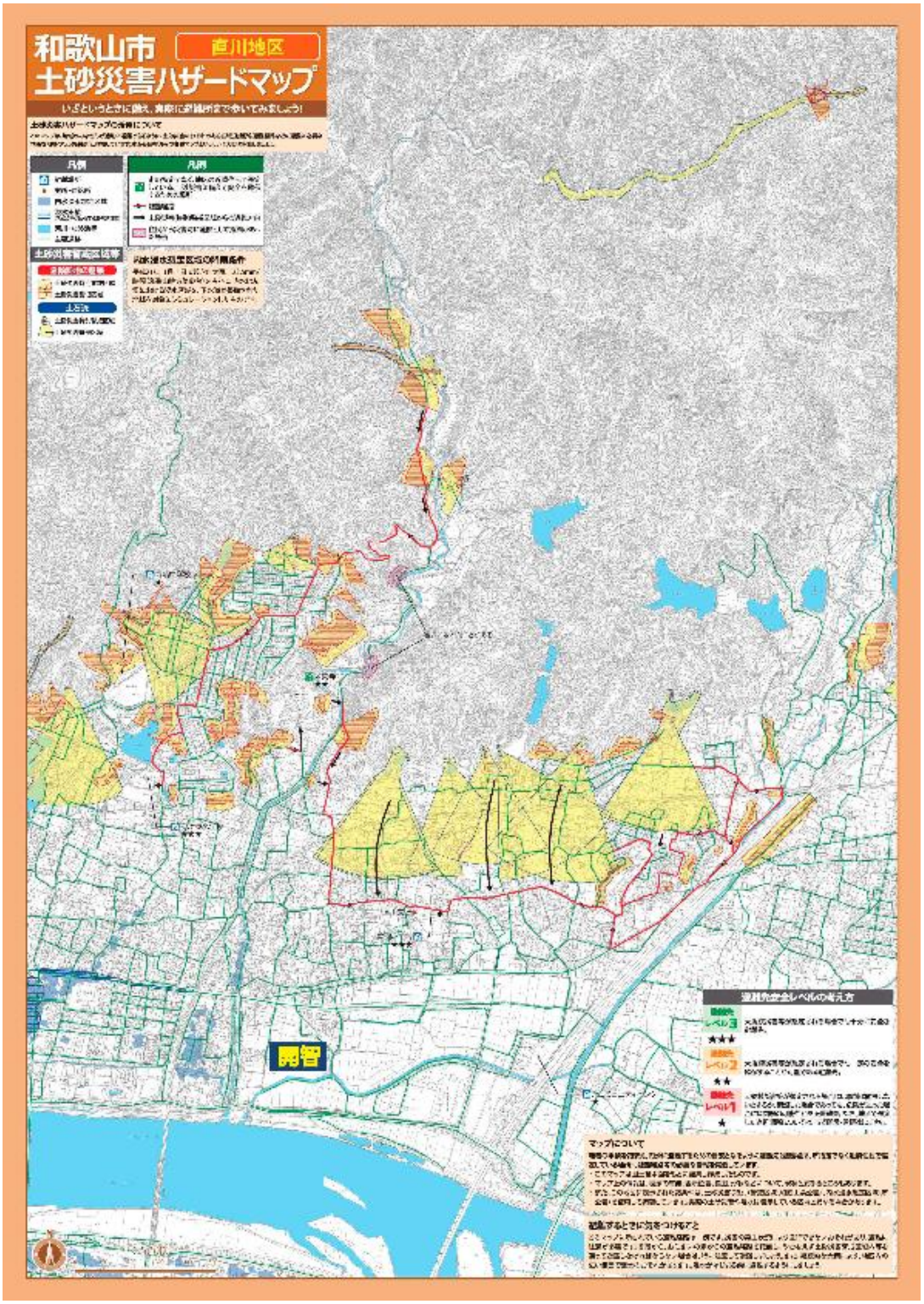
和歌山市
直川地区
土砂災害ハザードマップ
いざというときに備え、実際に避難所まで歩いてみましょう!
凡例
凡例
避難安全レベルの考え方
レベル3
★★★
レベル2
★★
レベル1
★
開智
マップについて

紀の川洪水ハザードマップ

Kinokawa River Flood-Hazard Map

四箇郷
西和佐
和佐
有功
直川
川永
小倉
紀伊
山口

※1　このマップの背景図は、和歌山市国土基本図を編集し作成したものです。(平成18年3月)
現状とは、異なるところもあります。

※2　紀の川洪水想定区域図は、平成13年12月20日に指定・公表されたものです。
そのため、現状の地形が反映されたものではありません。

※3　このマップは、平成20年3月に作成したものです。

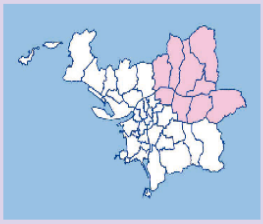

浸水の深さと予測される危険区域

5.0m以上の浸水想定区域	建物の1階部分が浸水する程度
4.0m～5.0m未満	建物の2階まで浸水する程度
3.0m～4.0m未満	
2.0m～3.0m未満	
1.0m～2.0m未満	建物の3階まで浸水する程度
0.5m～1.0m未満	大人の胸程度の高さ
0.5m未満	大人の腰下程度

凡例

- 公共施設避難所 ※施設の情報は、和歌山市ホームページ等でご確認ください。
- 警察
- 消防
- 公共機関（市役所・支所・窓口所）
- 救急告示医療機関
- 水防倉庫
- 雨量観測所
- 水位観測所
- 消防器具庫
- 防災無線
- 臨時ヘリポート
- 紀の川洪水浸水想定区域内の社会福祉施設 ※避難所ではありません。
- 地下施設 ※市が管理する地下施設等
- アンダーパス
- 浸水実績
- 道路冠水実績
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土石流危険渓流
- 土石流危険区域
- 地すべり危険箇所
- 0.5m未満の浸水想定区域
- 0.5～1.0m未満の浸水想定区域
- 1.0～2.0m未満の浸水想定区域
- 2.0～3.0m未満の浸水想定区域
- 3.0～4.0m未満の浸水想定区域
- 4.0～5.0m未満の浸水想定区域
- 5.0m以上の浸水想定区域

N　W　E　S

1:20,000

0 100 200 400 600 800 1,000 M

紀の川洪水ハザードマップについて

この地図は、紀の川が大雨によって増水し、堤防が決壊したり溢れたりした場合の浸水想定結果に基づき、浸水の範囲とその深さ、並びに避難所などを示し、市民のみなさんの避難に役立つように作成したものです。活用のポイントは次のとおりです。

- 雨の降り方や土地の状況、支流河川のはん濫などによって、想定以外の地区も浸水することがありますので日頃から家の周りの河川や浸水状況に注意し、危険を感じたら早めに避難しましょう。
- 大雨の時は、予想区域以外においても、がけ崩れなどの土砂災害が発生するおそれがあるため注意が必要です。
- いざというときに備え、あなたの家から避難所までの経路や家族の連絡先などをこの地図に書き込んで身近に置いておきましょう。
- 洪水の危険が迫った時に、市から避難情報（避難準備、避難勧告、避難指示）を出しますので、この地図を参考に市役所の指示に従い、速やかに避難しましょう。

対象河川と対象降雨の規模想定

紀の川:

○ 2日間の雨量で484mm。(粉木地点の上流域の2日間の雨量)

○ 2日間の雨量で440mm。(紀戸地点の上流域の2日間の雨量)

（最大の被害が想定される過去の降雨を参考に降雨の規模を想定しています。）

データ提供（順不同）

国土交通省近畿地方整備局　和歌山河川国道事務所（浸水想定区域図）

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課（土砂災害危険箇所等）

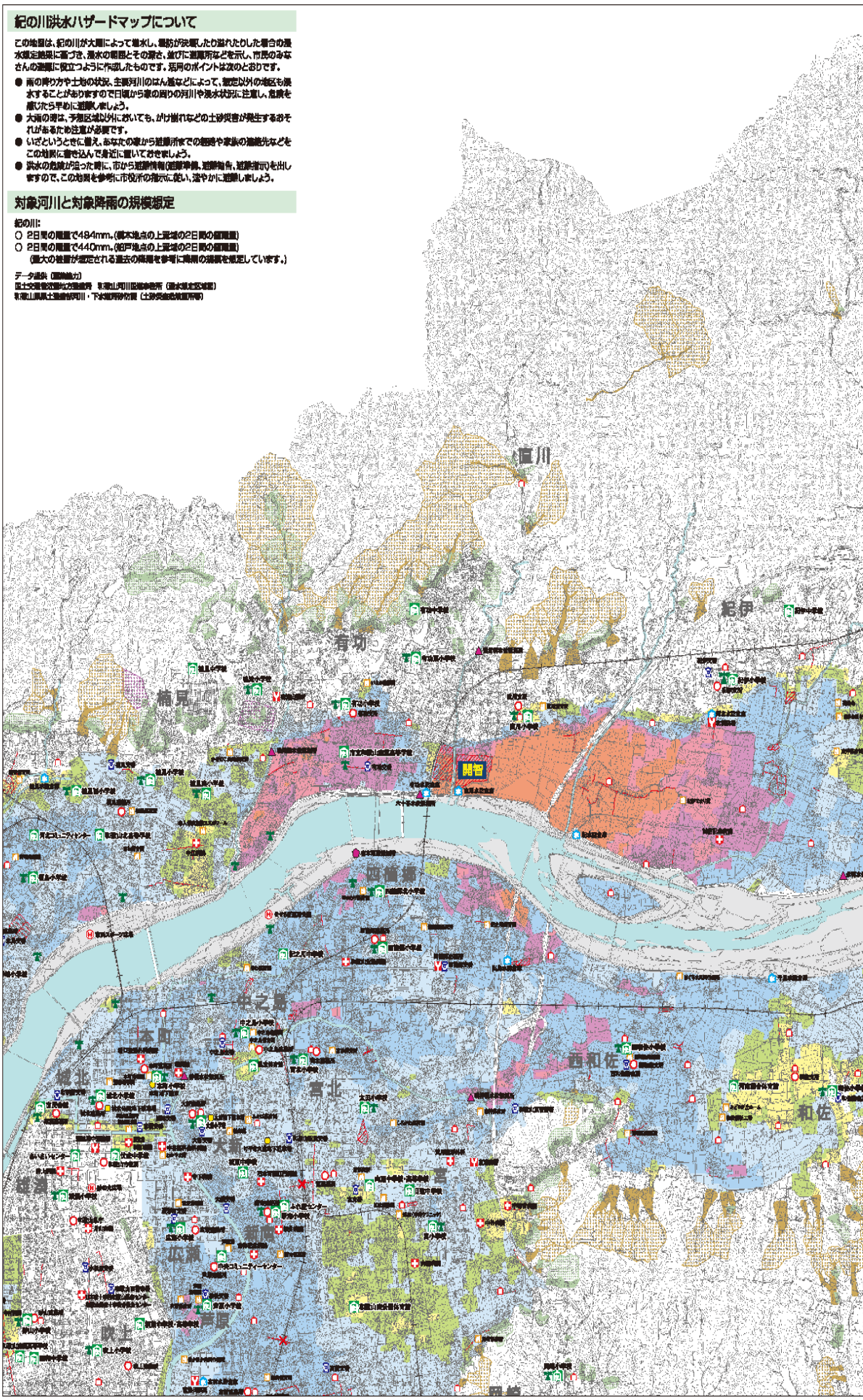

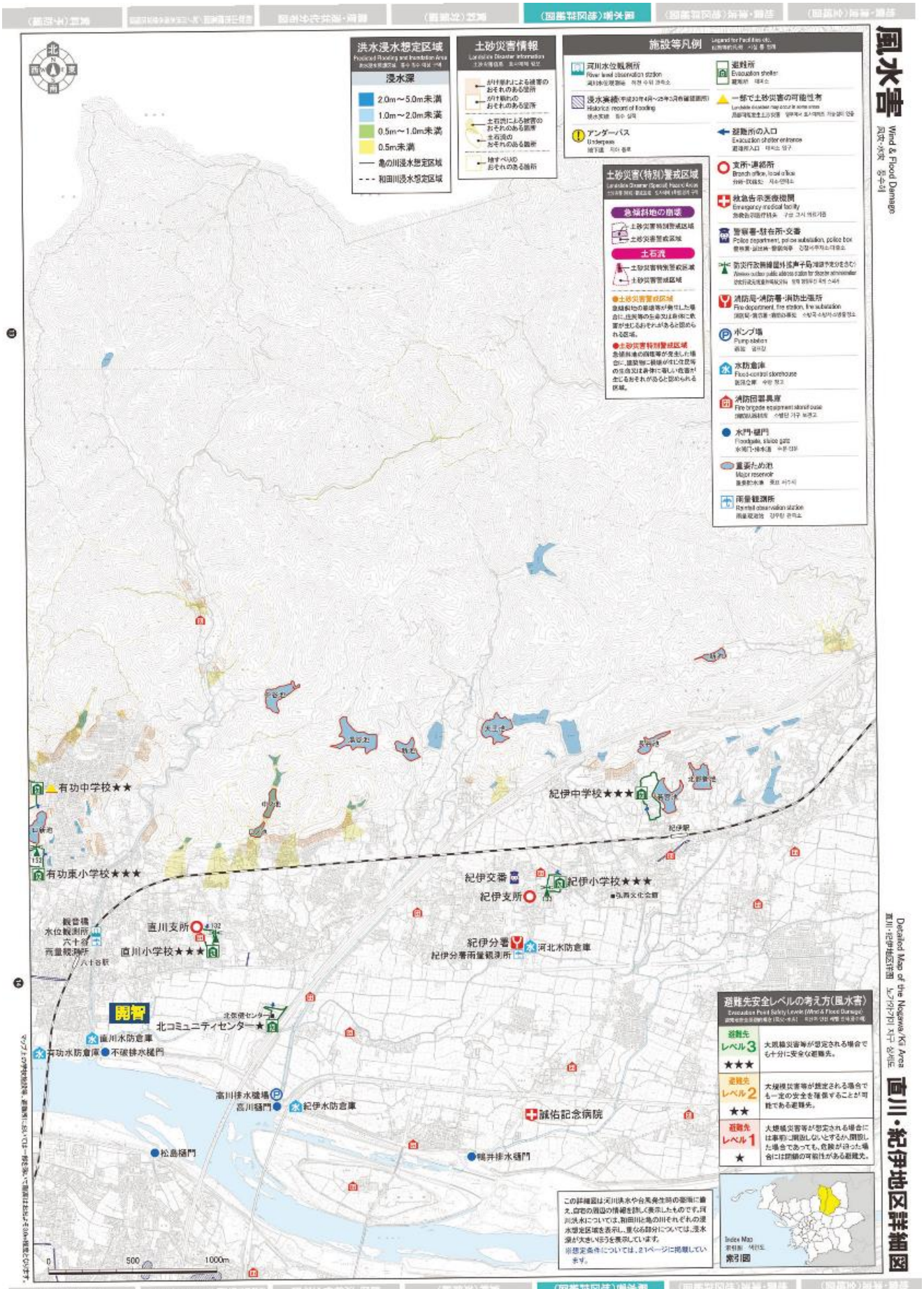
風水害
Wind & Flood Damage
直川・紀伊地区詳細図
Detailed Map of the Naganawa/Kiji Areas
洪水浸水想定区域
浸水深
2.0m～5.0m未満
1.0m～2.0m未満
0.5m～1.0m未満
0.5m未満
亀の川浸水想定区域
和田川浸水想定区域
土砂災害情報
施設等凡例
河川水位観測所
浸水実績
アンダーパス
避難所
支所・連絡所
救急告示医療機関
警察署・駐在所・交番
消防局・消防署・消防出張所
ポンプ場
水防倉庫
消防団器具庫
水門・樋門
重要ため池
雨量観測所
土砂災害(特別)警戒区域
急傾斜地の崩壊
土石流
避難先安全レベルの考え方(風水害)
レベル3
レベル2
レベル1
有功中学校★★
有功東小学校★★★
紀伊中学校★★★
紀伊小学校★★★
紀伊交番
紀伊支所
紀伊分署
直川支所
直川小学校★★★
開智
北コミュニティセンター★
誠怡記念病院
0
500
1000m
索引図